

参議院内閣委員会會議録第十八号

昭和三十年六月二十七日(月曜日)午前
十一時五十七分開会

委員の異動

六月二十四日委員郡祐一君辭任につ
き、その補欠として中川以良君を議長
において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 新谷寅三郎君
理事 宮田 重文君
木下 源吾君
松原 一彦君

委員

井上 知治君
木村篤太郎君
中山 壽彦君
長島 銀藏君
上林 忠次君
野本 品吉君
千葉 信君
松本治一郎君
田畑 金光君
松浦 清一君
堀 眞琴君

國務大臣

國務大臣 川島正次郎君

政府委員

行政管理局 森 清君
行政管理局次長 山中 徳二君
行政管理局 岡部 史郎君
運輸政務次官 河野 金昇君
運輸大臣官房長 山内 公猷君

労働大臣官 堀 秀夫君
労働局長 江下 孝君
労働省職業 安定局長 江下 孝君

事務局側

常任委員 杉田正三郎君
常任委員 藤田 友作君
常任委員 藤田 友作君

説明員

運輸省船員 富田 正久君
局教育課長

本日の會議に付した案件

○運輸省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

○委員派遣承認要求の件
○行政機関職員定員法の一部を改正す
る法律案(内閣提出、衆議院送付)

○労働省設置法等の一部を改正する法
律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(新谷寅三郎君) ただいまか
ら内閣委員会を開会いたします。

たず、運輸省設置法の一部を改正す
る法律案を議題といたします。

御質疑をお願いいたします。運輸省
からは政務次官の河野金昇君、大臣官
房の官房長山内公猷君、説明員として

船員局の富田課長、港湾局の園田課長
等が出席しております。

○千葉信君 第四条の改正の関係です
が、ここに「賠償及び国際協力に関す
る事務」というその相手国たるビルマ

だとか、それからやがて賠償の決定す
るかもしれないフィリピン等の場合
に、運輸省関係等での協力を求め

られてはいる内容は一体どういうものと
いうふうにお考えになっておられるので
か。

○政府委員(山内公猷君) 賠償並びに
国際協力の事務につきましては、従前
運輸省関係に載っておりますのでした
が、最近それらの事務がようやく緒につ

いて参りましたので、具体的な問題も起っ
て参りましたので、今回第四条第一項
中の第十四号の十四をそこに提案いた

してあります。十四号の十一といたしまし
て、十四号の十一といたしまして新し
い権限の補いをいたしておるわけでござ

います。その内容といたしましては、
は、ただいま御指摘になりましたよう
に、具体的にはビルマの賠償とフィリ

ピンの沈船引き揚げの問題が具体的に
なっております。ビルマの賠償につき
ましては外務省との関係になるわけで

ございます。一応二億五千万ドル、
うち二億は賠償でございまして、五千
万ドルは国際協力、こういう項目に開

いておられます。運輸省の中におきまし
ては、まだ具体的な問題になっておら
ないわけでございまして、賠償につ

ましてはプラントものとして船舶ある
いは鉄道車両というものが一応考えら
れておりますが、この点につきま

しては、まだ具体的に問題にされておら
ない状態でございます。また五千万ドル
十カ年間の国際協力の分野といたしま

して、これも具体的に参っております
のでございまして、造船所を合併で作
るといふ話が一部にあるわけでござ

います。そのほか国際協力につきま

は、賠償に伴う国際協力と一般の国際
協力というものがございまして、一般
の国際協力につきましては、国連関係

の事務もようやくその繁を加えており
ます。たとえば国連関係におきまして
は、私どもの方で最も関係の深いのは

エカフェの問題でございまして、この
交通関係の各般の委員会と連絡をと
っております。そのほか、WMO、氣象

機関あるいは飛行機関係のICAOと
いう面につきましても国際協力の面
で御協力を申し上げております。そのほか

最近コロンボ関係の技術者の養成の
協力でありまして、国際連帯の関係
が各国に強くなつて参りました。それ

らの技術的な面においての協力の問題
が相当多く出てきております。

○千葉信君 今のところはどこで一
体そういう事務を運輸省はやっており
ますか。

○政府委員(山内公猷君) 賠償につ
きましては、主としていたしましてこれ
は外務省が扱ふ事務でございまして、わ

れの方々は実体官庁といたしましてそ
れを受けまして、各所管のところ
でやっておりますが、窓口を一つにし、

統制ある仕事を進めなければなら
ないというところで、運輸省におきま
しては賠償参事官を置きまして、そこ

でとてまゝやっております。それから
賠償参事官を置きまして、それから
賠償参事官を置きまして、それから

賠償参事官を置きまして、それから
賠償参事官を置きまして、それから
賠償参事官を置きまして、それから

賠償参事官を置きまして、それから
賠償参事官を置きまして、それから
賠償参事官を置きまして、それから

賠償参事官を置きまして、それから
賠償参事官を置きまして、それから
賠償参事官を置きまして、それから

賠償参事官を置きまして、それから
賠償参事官を置きまして、それから
賠償参事官を置きまして、それから

賠償参事官を置きまして、それから
賠償参事官を置きまして、それから
賠償参事官を置きまして、それから

賠償参事官を置きまして、それから
賠償参事官を置きまして、それから
賠償参事官を置きまして、それから

ま私があげました賠償参事官あるいは
企画課のそういう話は、それらのと
りまゝとめをするようにいたしてお

でございます。

○千葉信君 それから三十八条の都市
交通審議会の関係ですが、運輸大臣の
諮問に應じて都市における交通に關

する基本的な「云々」といふ都市とい
うのは、大体どのくらいの範囲でお
考へになっておりますか。それから

その交通の内容について、その範囲は
たとえば最近における東京都の場合
と、その他の大きな都市の場合を見

ますと、通常乗用車といわれるものも
相当幅の交通の状況になり、こ
ういふものも含まれて考えられるの

が、それからまた、同じくその交通の
関係ということになりまして、各省
所管にわたる道路の建設の問題も

当然出てこなければならぬ、たと
えば建設省所管の道路あるいは橋梁
等の関係、それから警察所管の交通

警察に關する関係、こういう問題
等もあるものであります。これらに
對しては一体どういふふうにして

その総合調整された形で計画し
ようとしておられるのか。

○政府委員(河野金昇君) こまかい
点はあとで官房長からお答えさせま
すが、まず大体この交通の調整と申

すか、大きい都市にまずこれはやら
なければならぬと思つて、それは大
体今考へてゐるのは東京、まあ京

浜、あるいは大阪を中心とした京阪
神、名古屋あるいは北九州、福岡
ぐらゐを今のところは考へてお

りますが、必要に

応じてそれはまた拡大して行くことであらうと存じます。この都市交通審議会、今のところ運輸省の付属機関として運輸大臣の諮問に應ずるという建前をとっておりますが、御質問のようにこれは大きな問題でありまして、差し当っては付属機関として研究して行くつもりであります。その研究の過程において、よその省との共管の問題で出てくるだらうと存じます。そういうような場合は、決して運輸省の付属機関であるから、どうしてもここでやるんだというふうな、そういうけちななわ張り的な考え方じやなしに、そのときに応じた方面にこれを発展させてもいいと考えておりますが、とりあえず、そういうような根本的の調査等をするために、差し当りは運輸省においてやってみようかと考えております。

○政府委員(山内公蔵君) ただいまの政務次官の御答弁を敷衍させていただきますかと思ひます。

初めに交通の情勢でございますが、非常に大ざっぱなお話でおそれ入るわけでございますが、戦前から現在まで大体全国の輸送量が四倍、九年ないし十一年に考えますと四倍くらいふえております。それに対して輸送力と言いますか、どれだけ運べるかという能力でございます。これは大体二倍でございます。昨今特に東京と大阪方面の乗車効率が、ピークで通勤時に三百倍というふうな点がこれを如実に物語っているわけでありまして、それで運輸省が交通の主管省といたしまして、現在大体各陸上交通機関の輸送力は、ただいま申しましたように、戦前の二倍程度までふえて参りました。それで輸送力をふやしますのには、まず何と言いま

しても、第一段階に既存の輸送力をふやす、たとえば電車等の編成両数をふやしたところの各般の施設なり、乗降場を延伸いたしますとか、あるいは列車のスピードを上げますとか、あるいは各般の既設の輸送力をふやす手は戦後打って参りました。その集積が大體輸送力を戦前に對して二倍程度に上げられた結果でございますが、現在の輸送情勢は特に逼迫をいたして参りまして、そういう既設の輸送力を増強するというだけでは、もうとてもどうにもならない段階に立ち至っているわけでありまして。特に東京都市におきましては、どの国鉄あるいは私鉄をとつてみましても、通勤時の一番混雑区間をとりますと三、四倍くらいはなっております。われわれの見込みでは、東京都市の人口が年に四十万程度ふえて行くという見込みをとりますと、ここ四、五年の間に、ピーク時には定員の約四百倍を輸送しなければならぬ、この通勤時の輸送は不可能であるという見通しでございます。現在定員に對する三倍のお客さんを輸送して参りまして、こういう状態でございまして、昨今問題になっております打ち切り乗車降止の問題等も起つて参るわけでありまして、これが四倍になりますととても輸送ができません。そうなりますと、根本的には新しい線の増設というものを考えなければなりません。そうなりますと、交通網というものを合理的に考へて行く必要がありまして、それに伴いました高速の輸送力を増強する必要も起つて参るわけでありまして、その必要から都市における輸送の基本計画をまず設定するの必要に迫られて参つてお

るわけでございます。その第一段階といたしまして、本年度におきましては交通関係の調査をやりたい、それは東京と大阪を取つてやりたいと思つておりますが、一応交通というものの静的な状態を把握いたしますと、はっきりしたものが出ないのではありません。やはり動的な状態、フランクシヨンにおきまして、この交通の状態を通勤の最も高い輸送時におきましてつかみまして考えませんと、人の流れというものが、静かに出ました数字の上だけでも把握しにくいというところで、私たちがいたしましては、本年度東京と大阪におきまして適當の時期にそういう交通の調査をまずやつて行きたい、それに基きまして、戦後一応交通網というものを、この、都市の動き方というもので、動的に動いておられますので、それを把握した基本的な計画を立てたい、その第一歩を踏み出したいという気持ちでございまして、そのために運輸大臣の諮問機関を作りたいというのがほんとうの趣旨でございます。

それからただいま千葉先生の御質疑のその範圍でございますが、これも私が御説明いたしましたように、通勤通学というものを何とか解決したいというのが私たちの第一の希望でございます。大體通勤通学の範圍内を交通網というものを一応念頭に入れております。釈迦に説法ではなはだおそれ入るわけでございますが、戦前におきましては大體通勤通学というものは三十キロ考へればよろしい、都心中心で三十キロ以内の範圍を考へればよいということで大體まかなつておりましたが、戦後都

市構造が大きくなって参りましたので、これもまた審議会でも十分御検討になつていただくわけでありまして、非常にならうな考え方でございますが、大體五十キロぐらいをその対象として考へる必要があるのではないかと、これも非常に未確定な、私だけの数字でございますが、一応数字的にはそういうこと考へられます。東京を例にとつてみますと、大體鎌倉でありますとか、あの辺の衛星都市を網羅したもので基本計画を作る必要があろうかと考へております。他の官庁との関係につきましては、ただいま政務次官が御説明申し上げた通りでございます。あるいは内閣に置いていただきまして、各庁の御協力を得る必要があろうかと思つております。またこの審議会におきましても、各庁の専門家の他公共団体の方々にも入つていただきまして、フランクに御議論願ひたい、かように考へておる次第でございます。

○千葉信君 ただいまの御答弁の御答弁からわかりますことは、この審議会は、たとえば社会保障制度審議会とか、その他の審議会の場合におきまして、一定の調査をして、そのあとで総合的な結論を出すという建前に立つておるといふよりも、そういうものも考慮しながら、一方では適時適切に、動態に對するような、諮問に應ずるといふような形の審議会、そういう両者を併用するような形に持つて行かれるというお考えですか。総合的に十分調査検討していただくという結論を出す審議会等もありますが、この場合はそういう点もやると同時に時々刻々刻動して行く状態に對するのため、そ

の時々状態に應ずる調査研究等についても大臣の諮問に應ずるといふ、そういう建前と、両者併用という格好でこの審議会を運営して行くというお考えだといふふうに、ただいまの御答弁ではとれるのでございます。

○政府委員(山内公蔵君) 大體御指摘のように、まず第一段として諮問をし、御答弁を願ひたいことは、都市の交通網をどうしたらいいか、あるいはその基本的な計画はどうあるべきかというふうな点につきましてお伺いすることになつておると思ひます。それから時々刻々の点につきましても、これは行政の範圍内でございます。たとえばどういふ調査をするかということにつきましても、あるいはお伺いする目的でございますが、これは主点が非常に困難でございますが、この審議会におきましては、そういう具体的な、従前ありましたように企業をどうするかというふうなものではないのでございまして、ほんとうに利用者側に立ちまして、こういう交通難をどうしたら解消できるかという基本的な問題について御審議願ひたいというのが運輸省の考え方でございます。

○千葉信君 先ほどの御答弁にもありましたが、都市の交通の審議会ということになつておりますが、現在の都市の交通の状態等から考えますと、ただいまお話のように、運輸省側としてサービスを提供するといふ考え方に立つて行けるわけですね。その交通の問題の解決という点ばかりではなく、都市におけるいろいろな交通の事情を考へますと、やはり直接には警察庁の関係であるとか、あるいはまたその道

路をどういうふうな修築するといふような問題とあわせて交通問題の解決が当然なされなければならない、そういう意味から言いますと、運輸省内に設けられるということになりますと、なかなか所期の目的を達成するためには、そつちにつかり、こつちにつかりというふうな問題が起つてきはないか、そういうふうなことになると思いますと、先ほどもお話がありましたように、内閣に設けるといふことが都市の交通の緩和とか、交通の全般的な解決という点でかえつてやりやすくなるんではないかという見解を私は持つておりますが、その点についてはどうですか。

○政府委員(山内公蔵君) そういう点は私たちがまあ一応は考えの中に入れておるわけですが、先ほどから御説明をいたしましたように、戦後の交通状態というものは戦前と違ひまして大きく動きました。その状態につきまして、運輸省におきましていろいろ研究をずっと続けて参つておるわけですが、各種の調査その他につきまして、どういふ流れで、どう動かし行くかという基本的なものはまだ決定しておらない状態でございます。それで私たちがいたしましては、まず運輸省の交通政策の責任省であるものが確固たるものを持たなければならぬ、持った上で各省との関連があればその上で考えたいというところでございます。この審議会ですべて解決をするということができれば幸いでございますが、それにはむずかしいという点が多々出ましたならば、ただいま御指摘のように、内閣にもう一ぺん御審議を願ひまして置くというこ

とも考えております。まだしかしそういういろいろの御意見を拝聴するといふ機関を持たないので、とりあえずその機関を持たしていただきたいというのがお願いの趣旨でございます。

○松原一彦君 関連して。ちよつとその審議会の構成、構想を話していただきたい。

○政府委員(山内公蔵君) 審議会の構成につきましては、大体委員を二十五名以内ぐらひにお願いしたいと思つております。これはまだ私の方も確定をいたしておらない、一応事務的な考え方であるという御了解をお願いいたしておきます。それで関係官庁では運輸、大蔵、建設、自治庁、経済審議庁というふうなところに委員をお願いをいたしまして、それから地方公共団体といたしましては、東京、大阪、それから交通関係機関といたしまして国鉄及び私鉄、自動車というふうな方々をお願いしたい、経済金融関係の方々、そのほか学識経験者、利用者の代表も入つていただきたいと思つております。それから報道関係、こういう方々を今一応念頭に入れておるわけでありませう。

○上林忠次君 これは建設省の方にはこれに似た審議会のようなものとか、あるいは交通関係についての道路整備に対する研究機関はないのですか。

○政府委員(山内公蔵君) 首都建設審議会がございます。これは東京でございますが、東京都の都市計画をどうするかという中に交通関係を取り扱つておられます。それから、これに関連いたすものとしたしましては、東京都に都市交通審議会という都条例で都知事が作られたものがございます。

○上林忠次君 これはちよつと思ひつきみたことではあります、東京都で考えますと、郊外に放射しておる各私鉄あるいは省線関係の鉄道がありますけれども、道路の整備が悪くて、その放射線の各線間の横の連絡がうまく行つてないようなことを、ちよいちよ武蔵野を歩いて感ずるのです。道路が悪いために途中まで来るけれども、それ以上行けない、中途半端なところに終点がありますために乗客も少い、これはまあ一に道路の関係でありませう。道路さえよくなつたら両方の市街地を連絡するようになる。そんなことでわれわれとしては不便を感じることが多いのですが、こういうような点はどこで主として考究しておられるのか、そういうようなことについて運輸省の方で考えられているのか、感づいておられるのかどうか、早急にこういうところも考えてもらなければいかぬ。特に放射線の郊外に通ずる鉄道の連絡が悪いと思ひますが、まあ今度こういうような審議会ができますから、さようなことを主として考えられるわけでありませうけれども、どこでこういうようなことをやっているのか、建設省の方で考えておられるのか、運輸省と連絡が足らぬのじゃないかというような気が私はするのです。それから今新しい大きな道路を見ておると、将来ここに電車がつくのだというふうなことを言う。電車を今つけるなんというの、交通関係の現状から見ても、施設費あるいは燃料の関係から見て、電車をつけるか、バスで行くか、そういうふうな点はどういふ工合に考えておられるのか。戦争中は鉄が足らぬというのでほとんど鉄を回収するた

めに電車をやめた。今これから電車をつける時代ではないじゃないか、バスに変わる時代ではないかと思ひます。が、そういうような点はどういふ工合に考えておられるか。

○政府委員(山内公蔵君) 大体東京を中心におきましての御質問であるといふように考えますので、一応東京を例に取りましてお答え申し上げます。東京の交通が大変な不便であるといふ理由の一つは、山手線というものが東京の旧市の周辺をめぐらしてござりまして、これがあたかも万里の長城のごとく、これを突き抜けて都内に入つて来るのに相当道路の面からも困難をいたしておるの、一つの理由でございます。これがまた放射線上の客がまっすぐ東京市中心に入れないという一つの原因にもなつておるわけでありまして、一つの命題といたしましては、ただいま各地下鉄、各地下鉄と言ひましても、まだ二本しかないわけでありませうが、これが都内の交通の一半をになつておりますが、これは旧都市だけではありません、市外にもそういう必要がないかどうかというのも一つの問題になるわけでございます。それで一応交通のあり方から申しますと、まあ各国の例でもそうでございますが、そういうものを使つておるのがまあ大体の例でございます。ただいま御指摘のありました放射線状にある交通網を横につなぐ道路は、輸送力から言ひまして、一応通勤通学というものはなくてはななくて、日常用務を足す必要のある道路がおもであります。これをバス

でつなぐというのが通常の例でありまして、東京の将来におきましてもそういう方向に行くのではないかと、これもこういう審議会でも十分御審議願ひましてから計画を立てたいと思ひますが、そういうものを考えたいと思つております。もちろん私もいたしまして、今運輸省でそういう調整関係の交通政策連絡会というものを置きました、ただいま御指摘のありましたように、ここに電車を走つてもむだではないかという御意見のように、私鉄がやろうが、国鉄がやろうが、道路を使おうが、これは国の金を使うことには変わりはないのでございまして、国民経済的にいかなる交通を与えることが、最も最小の経費で最大の効果を上げるかという、国民経済的な見地から立つて日本全体の交通網を考えると、基本的な研究をいたしておりますが、まだ十分成果を御報告申し上げるまでに至つていないのは遺憾でございますが、そういう意味におきまして、戦後新しい交通のあり方につきましては研究をいたしておることを報告をしていただきたいと思ひます。それから、ただいまの大きな道路に電車を通すことはむだであるといふ御意見、これはごもつともでございます。ただいま運輸省といたしまして、路面電車のことであらうと思ひますが、そういう長大な路面電車を作るといふことは考えおりません。最近ありますとえば志村町線のごときものは、一キロ以内延ばすことによりまして非常に附近の交通が緩和されるというふうな、延ばしたしますことによりまして、多大の効果を上げる線に限つておるような状態でございまして、まあ大体東京都内の

交通につきましては、地下鉄をもってこの交通網を調整する以外に方法はない。あるいは御指摘のように、高速度道路というようなものも考えられるのでございすが、路面交通をもって将来やるということは考えておりません。最近やっておりますのは無軌条電車と申しまして、トロリー・バス、電気で動きます自動車も大体代替させるように交通政策的には考えておるわけでありませう。

○松原一彦君 海技専門学院というものを神戸市から芦屋市に移すとなつておりますが、この海技専門学院の規模及び現状を一応御説明いただきたいと思ひます。

○説明員(富田正久君) お答え申し上げます。海技専門学院と申しますのは、既成船員の再教育をやつておるもので、従来船に乗つておつて上級の免状をさらにとらうという者を収容して、これにさらに知識技能の教育を施しまして上級の免状をとれるようにしてあります。これは昭和二十年から運輸省所管でやつております。規模といたしましては、現在特修科といふのがございまして、これが甲種船長科、甲種機関長科、甲種一等航海士科、甲種一等機関士科、甲種二等航海士科、甲種二等機関士科それから乙種船長科、乙種機関長科、乙種一等航海士科、乙種一等機関士科、という十学級になっております。そのほかに、なお海上で働いておる者が働ながら勉強するといふことで通信教育というものをやつております。これは高級船員並びに普通船員にやつておられまして、高級船員の方は一年、それから普通船員の方は四年という課程になつております。こういうことによりまして

海員の素質向上と運輸能力をさらに向上させるということをやつておる。結果をあげております。なお申しおくれましたが、特修科の方は乙種一等航海士科、一等機関士科を除いて、この両科は修業期間半年でございすが、他の科は一年でございすが、それで現在の学生数は、学生定員は特修科三百名でございすが、通信教育の方は大体約七千名になっております。これが現状でございませう。

○松原一彦君 その三百人は芦屋で全部寮に収容しますか。

○説明員(富田正久君) それは建前といたしましては給食全寮制ということでありませうが、修学生の年齢構成が大体二十五才くらいから五十才を越す者もおりますので、相当家庭的の理由もございまして、その近辺に世帯のある者には学院長において特別に通学を許すようにしてあります。

○松原一彦君 今回修正で予算が少し増額しておりますが、今回の二千四百七十一万八千円というものの内訳は大体どういふことになりませうか、大体でよろしうございませうから……

○説明員(富田正久君) 内訳は、新営費といたしまして鉄筋校舎三階建て三百五十五坪、二千五十九万八千円、それから庫庫十七坪四千九百三十三坪、書庫鉄筋二千坪二百二十万、用地四百坪、百三十二万、合せて二千三百六十六万三千円といふことでございませう。なお、先生が今御指摘になつた数字はもう少し多いのでございすが、それはほかに深江の方から芦屋の方に移るための移転費、それからだいたひ芦屋の校舎がいたんでおりますので、その改修費といふものが合せて百八十万は

ど入つておると思ひます。

○松原一彦君 神戸にあったのが芦屋に引越すといふのですか、新しい土地に越すのでしょうか、そうじゃないのですか。

○政府委員(河野金昇君) それは神戸に商船大学と海技専門学院が一緒にやつております。海技専門学院がずっと二十年からやつておつたところへ商船大学ができました。だんだん商船大学の方も学生が増えて来たりして、増築しなければ両方の学生を収容することが不可能になつて来たわけでありませう。芦屋の方に海技専門学院の寮並びに教室の一部その他があります。従つてそこへ移すといふよりも増築でありませう。先の鉄筋の二千四百何十万円といふのは、これは増築の分でありませう。そして現在商船大学とともに深江にありませう。この商船大学で必要でないものを一部分移しまして、今後は海技専門学院という船員の再教育機関は、今、課長が説明しましたように、二十五年くらいから五十過ぎたような者までありますから、そういうのが、正規の高等学校を出て行つた大学と一緒に同じような教育をすることも教育目的からいってどうかと思ひます。どうせ拡張しなければならぬ段階に参りまして、何と申しますか、寮生活をいつつ教育の目的を達して行きたい、そういうふうで一部を移転するということになります。

○松原一彦君 了解しました。ただし四百坪の土地を増加するように要求しましたが、本来のどのくらい土地を持っておりますか。

○説明員(富田正久君) 従来ございませう。芦屋の用地は約三千八百坪でございませう。それで建物としては約千二百坪のものが現存いたしております。

○松原一彦君 これは付属の船を持つておりますか、持つておりませんか。

○説明員(富田正久君) 現在は持つておりません。

○松原一彦君 練習船はありますか。

○説明員(富田正久君) 直屬した練習船は持ちませんが、他にやはり運輸省所管で航海訓練所というのがございまして、そこで商船大学、商船高等学校、それからこの海技専門学院の学生を一括海上訓練されております。

○上林忠次君 先ほどお尋ねしました郊外の電車の放射状に、都心を中心にして出てくるこの横の連絡が少いじゃないかといふことを申し上げました。住宅が東京都の都心を中心に密集する、こういうことがいふのか悪いのか、国民の健康上から考えてその問題は問題があると思ひますけれども、私もっと今各線の間の連絡がないために遠いところに住宅地が分散して行く、もっと放射線の間を埋めて行くならば、まだまだもっと近いところで簡単に住宅の建設余地がある。それが放射線の連絡が悪いためにあつておるといふようなことで、それが理由で、私は何とか道路の整備も各線間の道路の整備をしながら、間にある空地を住宅地にかえるためには、どうしても横の連絡、線間の連絡、これをやつてもいいといふようなことを申し上げておきます。これに対する御意見があるならお聞きしたいのですが、その問題はそれにしまして、今の商船学校が神戸

にありませうし東京にもある。この商船大学にくつ付いておるやつをどうして離すのか、私は学校にくつ付いておつた方がいいのじゃないか、土地が狭いなら、すぐに大学にくつ付けるといふ点で、大学と一緒に動かしただうか、そういうことはできないのか、無理に分けて、先生も変つてくる、十分な教育もむづかしいと思ふ、そういうふうな点はどういふふうな工合に考えておりますか。

○政府委員(河野金昇君) 大学の先生並びに海技専門学院の先生も先生たちは芦屋にある。そこから大体先生たちは商船大学、それから海技専門学院、この海技専門学院の方が両方に分れておるわけ、芦屋の方と深江とに分れておるわけ、これは何と申しますか、先ほど松原さんの御質問にも答へましたように、商船大学の方は御承知のように高等学校を出た正規の学生で、十九か、二十の連中が入つて行くところでありませう。片方は技術は相当にあるけれども、その技術なり、学問体系が古くなつておるというふうなことで再訓練をするのでありませうから、二十五くらいから五十過ぎたような、いわばお父さんのようなのが、子供のような者と同じところで教育を受けるというところは、むしろ好ましくないやうな実は傾向も現れてきておるのであります。だからどうして大学の方にもっと生徒がふえ、それから海技専門学院の方も、御承知のように、何も緊要事件が起きたからどうこうといふことではありませうが、再教育といふ声があつたのであります。これはどうしても計画的に十分やつて行かなければならませうから、どうせも

うすでに芦屋の方に千何坪というように寄宿舍や教室の一部などがありま
すから、その増築の分は、むしろこの
寮に近い、また教室の一部もすであ
る芦屋の方にかためた方がいいのじや
ないだろうか、そういうことで、それ
に大学が実は経過から申ししますと、衆
議院の何と申ししますか、衆議院とい
うよりは議員提出の法律案で作った学校
であります。これはちよつと特例に属
するような学校であります。従つてこ
の問題に關しましては、いろいろ衆議
院の方にまかして、その大学ができ
た当時の、これは無理もあつたと思
うのです。議員立法でこういう学校を
作るというに無理もあつたと思いま
すが、そういう経過からかんがみて、
いろいろ代議士の方々も、ただほとん
うにまづすぐにもを見るというので
なしに、いろいろな経過等にかんがみ
てあつたのであります。そこで私た
ちは教育にそういうようなことを入れ
はならないと思ひまして、それで運輸
省の船舶局、それから商船大学と海技専門
学院と、この四者が集まつて、そうし
てどういふふうにするか、議員は予算
を組んだりなんか必要であるけれど
も、あまりにも学校をどこにおく
か、しまいにあの先生がいたとか、
悪いとかという議論も実は出てきたの
でありますから、そうすると、これは
なかなか国会でできるということはむ
ずかしいから、その四者の会談によつ
ておきめになるならば、それでけつこ
うだといふような結論に、実は衆議院
の方でむずかしくなりましたから、実
はそのむずかしい御議論をなさる方々

にもお願いしまして、そういう純事務
的に四者において話し合ひがきまつた
ならば、それに従おうじやないかとい
うことになりまして、この四者の間に
おいて覚書等もかわされたやうであ
りますから、いろいろ経過等はありま
すけれども、その覚書の結論も先ほど私
が申しましたような結論であります。
その理由は別かも知れませんが、これ
も、結論はそういうことで、この芦屋
の方に海技専門学院は増築をする、し
かし今後の何と申ししますか、協力し合
うといふことは当然であるといふよう
な、それから大学の方が必要とするよ
うな設備とか何かは、専門学院の方
に持つて行くといふことはしないとい
うか、そういうこまかい事務的とい
うか、ものの処分の仕方まで四者の間
において話しがまとまつたのであり
まして、こういう簡単な問題が非常に衆
議院においてむずかしくなりましたか
ら、最後に事務的に四者の間に処理し
ていただくことにしまして、こういう結果
になつたのであります。

○上林忠次君 この海技専門学院の修
業年限が何年というところは私知りませ
んけれども、相当の人数が、何百人、
六百人、七百人という人数の学生が集
まるということになりますと、その業
務に支障なしに、そういうふうな何年
間という長年月を、ある人員が講習の
ために欠ける、現場がそれだけ手薄
になるのです。ここで古い連中が再訓
練をやられるといふことになりま
す、運輸省の連中が再訓練を受けた
り、新しい漁員としての訓練を受け
たりしますけれども、そうすると、定員
の中から一部、何百人という連中がそ
こで教育期間は現場を離れる、そうす
ると、現場の仕事はそれで手薄になる
のではない、短期間なら、一カ月と
か、二カ月なら、これはやつて行けま
すけれども、長期の訓練になります
と、現場の關係はどうなるのか、そん
な定員に余裕があるのか。

○政府委員(河野金昇君) それはそう
長年月、すでに教育を受け、技術もあ
る人が實際仕事に携わつておるけれ
ども、そういう人を計画的に再訓練す
るのであります。これは決して国鉄と申
しますか、運輸省關係の船員だけでは
なしに、一般の船会社等の船員なんか
も再訓練するのであります。従つてこ
の海技専門学院に対しては、いろいろ
な業界の方々が機械とか、何かの利用
といふことに對しては協力しておるの
です。これは定員の中で計画的にや
つてゐるのであります。現場において
それが手薄になつて、そのために事故
が起るということでもなしに、むしろ
そういうことを未然に防ぐという意味
において、古い教育を受けた人に、技
術はすでにあるけれども、新しい教育
を短期間の間に補へ付けるということ
でありまして、そういう御心配をして
いただくことは非常にありがたいので
ありますけれども、そういうことには
ならないではないかといふふうに考
えております。

○上林忠次君 それでは何ですか、こ
れは運輸省の職員だけではなしに、一
般の連中も入れるという、普通の学校
のやうにやるわけですか。

○政府委員(河野金昇君) そうです。
○上林忠次君 そういうふうになつて
くると、余計に私は大学にくつつか
方がいいのじやないかといふことを申
し上げたのですが、先ほどそういう
ふうないろいろないきさつでできた学
校といふやうな、生まれた理由がどう
いうところから出てきたといふことを
聞きまして、一応その方の追及はいた
しませんけれども、私としては、
こういうふうな今の全体の海運界か
ら、昔の訓練を受けた人を再訓練す
るというやうな意味なら、なおさら学校
にくつつけて、学校の新しい最近の学
問を注入するといふことがいい、私は
それには、今の神戸から芦屋に移転す
るということはおかしいじやないかと
いふやうな気がするのです。これは
お答えは要りませんけれども、そう
いふやうな気がいたします。以上のこ
とで私は質問はありませぬ。

○委員長(新谷實三郎君) 私一つだけ
御注意までに申し上げたいのですが、
政府提案には載つておりませんけれ
ども、地方の海運局の数です、非常に
多過ぎる、ことに瀬戸内を見ますと、
九州にあり、四国にあり、中国にあ
り、大阪にあり、神戸にありといふこ
とです。これは御承知のように沿革
がありまして、戦争中に税関を一緒に
したものですから、大阪も神戸も海運
局を残すといふことで、海運局が併置
されておるのです。地方局ですから、さ
ほど……、本来ならば瀬戸内海運局一
本くらいでやらないと、むしろ実行上
非常に各海運局が仕事をやる上にか
へつて困るだらうと思ふのです。今そ
んな問題じやありませんが、こういう
ところにおもしろ行政組織としては、む
だがある。各省を通じて、この問
題は私個人の考えですが、一番地方機
関としてむだのある機構の一つだとこ
れは考へておりますので、適当な機会
に、これはもつと仕事が動きやすいよ
うに整備されて海運局をむしろ強化さ
れる、数を減らしても強化されるとい
う方向でお考えになるのが順当だと
思つておりますが、御答弁は要りませ
んけれども、次の同会までによくこれ
をお考えになつて、政府のお考えがま
とまれば御提案になつたらいいかと
思ひます。

それでは午前中は一応これで終りま
して、午後二時まで休憩いたします。
午後零時五十二分休憩

午後二時三十四分開会

○委員長(新谷實三郎君) 休憩前に引
き続き内閣委員会を開いたします。
まずお諮りいたします。国の防衛に
關する調査として、富士山ろく演習場
問題調査のため委員を派遣したいと
存じますが、御異議ございませぬ
か。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ない
と認めます。つきましては、本院規則
第百八十条の二により議員派遣要求書
を議長に提出しなければならぬこと
になつておりますが、その内容及び手
続等につきましては、これを委員長に
御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ない
と認めます。よつてさう決定いたし
ました。

○委員長(新谷實三郎君) 次に、行政
機關職員定員法の一部を改正する法律
案を議題といたします。

前回に引き続きまして川島岡務大臣
に對する総括質問を継続願いたいと存

じます。

あとから他の委員から御質問があると思ひますけれども、私から伺ひます。先般臨時職員の問題につきましても、この問題は現状のままでほうとておくわけにも参らないと思ひますので、政府におかれては、今後すみやかにこれに対する適当な処置方をお考えになつて、具体的な案を国会に提案せられる御予定であるかどうか、その点川島長官にお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(川島正次郎君) 常勤的非常勤労働者の職員の問題は、かねてからいろいろ御議論のあるところでございます。現在の形のままでは決していいとは政府も考えておりません。臨時職員の能率の上から考えましても、給与体制の上から考えましても、相当の考慮を要すべき点があると存じまして、委員長ただいまのお話のように、なるべく速急に方針をきめまして処置をとりたいと考えております。この問題につきましましては、なお給与担当の大久保国務大臣に私からよく申し伝えることといたします。

○委員長(新谷實三郎君) それでは川島国務大臣に申し上げますが、これは定員法を審議いたします上に非常に重要な問題になっておりますので、この会期中にこの定員法を議了しなければならぬと思つておりますが、その審議が終了するまでに、將來に対する政府の御予定を閣僚大臣と御相談の上で、この委員会に御所信を披瀝していただきたいと思ひます。

○国務大臣(川島正次郎君) この問題につきましましては、今朝の予算委員会

もいろいろ質問があり、それに対してして関係閣僚からそれぞれ答弁をいたしておるのであります。いづれも何とか処置したいとは考えたのでござい

ますけれども、先般来も繰り返して申し上げましておるうちに、せつかく公務員制度調査会で調査しておるのでありますから、大体公務員制度調査会の小委員会は、五月の末一応終結をいたしまして、今内容を整理中であります。七月中には総会を開いてこれを審議する段取りになつております。定員法はぜひ今月中に御審議を願つて可決を願ひたいと思つておるのですが、それまでの確かな御返事ができるかどうかというところは、ちょっと私は受け合

いかねるのでありますけれども、とにかく常勤的非常勤職員については適当な考慮を払うということだけははっきり申し上げておきます。各関係閣僚もそういう意味の答弁を今日の予算委員会でしたわけでありまして、

○木下源吾君 この農林省関係で特にこの定員を改正してふやさないならぬ点がある。一例をあげると、営林など、昨年北海道で風倒木が非常にたくさん出た、これを処理するに数年間を要する。さてこの処理に必要な人員はどうかという間に合わせでいろいろやるのである。特にまた職員の中にはいろいろな区分がたぐさあるが、当然定員の中に繰り入れなければならぬものがある。こういうものを今のような機会に定員の中に繰り入れてはどうか、こういうことです。今のあなたの御答弁でいろいろ審議の何もあろうけれども、現実にはあまりややくしいことをやっておるのです。団体交渉で……、そういうことではなく、は

きり定員に入れるものは入れてしまつた方がいいのではないかと、こういうふうな考へるのですが、御所見を一つ伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(川島正次郎君) 農林関係につきましても、常勤的非常勤職員は相当あるものであります。今、木下さんの御指摘のことはその一例であります。常勤的非常勤職員が数年間におつたて同じ仕事をやっておる者もあるのは現実の事実であります。こういう者を定員外に置くのは不都合ではないかというのが先般来の御議論でありまして、全くその通りだと考へるのであります。その人は長年一つ仕事をやつても仕事の性質そのものが一時的であり、労働的でありまして、これを定員法の規定に当てはめまして、一定の資格がある任用令によつて任用した公務員にやらせるのが適当か、あるいはこういうものを請負制度にするのがいいのか、出来高払いにするのがいいのかという点もいろいろ考へなければならぬ点がある。今日公務員制度調査会で研究をいたしておるのであります。ただこういうことは申し上げられると思ふのですが、常勤的非常勤職員は数カ年間同じような仕事に携わつてゐる人が、たとえ定員外であつても、ほかの公務員とはなはだしい差別的な待遇を受けるというところは、これは適當なやり方ではありませ

んからして、人事制度というものを根本的に直しながら、そういう人に対して一般公務員と同じような待遇を与へるといふことは考へ得ると、こう考へておるのであつて、定員制の問題と関

連もありますが、一応切り離して考へても、そういうことはやはり考慮されなければならぬと、こう思つてゐるのであります。

○木下源吾君 今の御説明のような面もそれはあるのです。請負にやつた方がいいとか、あるいは永久的ではないというふうな……、ところが林業関係の常用だとか、あるいはそのためにほとんど定員と変わらない一定の技術、そして条件が定員に変わらないようなものがそのまゝになつてゐるのです。この数も相当あるわけなんです。それです。それから、あなたのおつしやるようなものも、それはいろいろ考慮しなければならぬが、それより先にやらんならぬものがたくさんあるのではないかと、これを言つておるのであります。この間建設の政務次官が来られていろいろ御質問しましたところが、今日の定員法はまさに実情に即しておらない、まあこういうような意味の答弁をなさ

ておるのであつて、これは審議会もさう考へておらないで、早くやはり正しくなるように規定しなければ、仕事の上で熱意が欠けたり、いろいろ差しかえが多いのではないかと、こういうふう

に考へますので、至急にこれを定員に繰り入れるものは繰り入れる。何もこ

わつておらないで、一つおやり願ひたいと、こう思ふのです。そういう点について定員法に今すぐわれないものがあるということだけは、長官もお認めになるだらうと思ふのですが、どうですか。

○国務大臣(川島正次郎君) 仕事が恒久的であり、しかも一定の資格を持つた者を任用した公務員にやらせる方が能率的にも、責任を持たせる上にも必

要だという職務につきましては、ちゃんと定員の中に入れてやる方がいいと、かように考へております。従ひまして、多数にある常勤的非常勤職員につきましては、個々の問題につきましてよく調べまして、そのうち定員法の中にはつきり入れた方がいいというものは、これは当然入れるべきものだと考へております。この点を考へしようというのを御返事申し上げてゐるわけでありまして。

〔委員長退席、理事松原一彦君着席〕

○木下源吾君 そういうことはなからうとは思ひけれども、どうも技術者が軽んじられる傾向がある、いろいろ各省の中でも、研究面、あるいは調査の面だとか、あるいは統計の仕事だとか、そういうような技術面がややもすれば軽んじられる傾向があるのであるが、定員を充たする面においても、これを軽んじないということにせよといひたいのですが、それには何か一つ特に技術者の置かれてゐる実情が不利な点を救済するような方策を何とか考へになつておられるのかどうか。それをお尋ねしたい。

○国務大臣(川島正次郎君) 官庁内におきまして、技術者が事務系統の職員よりも軽んぜられるという傾向は、これは戦前からありまして、戦前は特に激しかったと私は思ふのであります。事務中心にすべての行政機関は運用されておつた結果がそうだったのであります。戦後はどうした傾向はだんだん減つてゐるんじゃないかといふふうに私は感じを持つてゐるわけでありまして、的確な資料は持ちませんが、感じとしてはそう

思っております。定員法も、改正する際には技術者である事務系統であることを区別することは絶対にございませぬ。この点につきましては公平な原則に立ててやる方針でございます。

○木下源吉君 先般も気象関係が、今日非常に災害が多いので、重大な社会問題で、その人々の意見を聞いたけれども、どうもやはりそういう所に勤務している者はあまりよくはないような、そういう感じがせられたのです。特に行政整理の場合なども、船ならば船主と船長と機関士がいる、これはそれが欠けても船が動かないわけなんです。いつも天引きに一律に行政整理というように、かじとりをなくしてしまふという面も今日までなきにしてもらふ、そういう点については十分注意をしておられるようですが、全体としてはなかなかそういうふうに行っておられぬように思います。今日も鳩山内閣が総合的だと言われ、そういう面でも、定員の必要なるもの、ものを欠いて全体が動かないようなことがあっては私は困ると思うのです。そういう点に十分に気をつけておられるかどうか。

○国務大臣(川島正次郎君) 給与規則なども、戦前には事務系統に比べて技術者は特に低く給与表ができておったのでありますが、戦後はそうした差別待遇はないわけでありまして、今回四千五百人ほどの増員をする改正案の御審議を今願っているのではありませんけれども、この四千五百人の増員というものは、大体が郵政省関係と、それから厚生省の看護婦、医者など、ほとんど技術的な方面のみでありまして、事務

系統の増員は極力これをふやすことをとめているのであります。昨年から今年にかけては約六万人、そのうち三万人は警察関係でありますけれども、人員整理をしました際にございまして、主としてこれは事務系統の人員整理をしたのでありまして、技術方面に對しては、その面においても相当考慮を払っているわけでありまして、むしろ今日の傾向は、木下さんの御心配とは逆に技術者の方が優遇されているんだというふうな傾向にだんだんなりつつあるのであります。それは事務系統の人間は容易に人を得られず、技術者には相當に安固な地位において仕事をしてもらふ必要があるのとあります。決して事務系統にとつたような待遇はいしたしておられぬのであります。

○千葉信君 関連して……。ただいまの御答弁を聞いておりますと、私はふに落ちない点が多々あるのです。特にしろうとならぬいざ知らず、衆議院において人事委員長まで勤められ、この問題については相當造詣の深いはずの川島さんから、今のような御答弁をいただくといふことは、たゞいまのお話によりますと、まあなるほど戦前に比べると技能職、技術職の關係は、ある程度事務官もしくは法學系統の職員よりも改善のあとと見られる。これは否定できないうちの、今おっしゃるような改善のあととは、今おっしゃるようなとむしる優遇される傾向にさき進んでいるということになる問題にさき進んでいると思うのです。川島さんも御承知の通り、たと

えば給与の問題にしても、人事院等

らのこの前の給与準則の勧告では、まだ今日でも技能職もしくは研究職等は一般の事務職に比べるとなお不利益に扱われている、だからそれを公平な処遇をする必要があるから、次のようにその俸給表等を改正すべきだという勧告が出ていますので、給与準則の勧告が……。全然それが実施されておらない。だから人事院でさえも比較的冷静な立場から判断をし、研究した結果に基いて、まだ技能者や研究職等の場合には不利益に扱われているという結論がはきり出ているのです。それが勧告されているにもかかわらず、前の内閣から今日まで実施されようとしていないのです。だから私はこの点について十分その問題の改善を改めてもらってほしい。私はほかの人の場合ならまだいいような御答弁をなされても黙って傾聴していることがいかにしもしませんが、長官の場合には私は黙っていられない。その点を申し上げておきます。

○国務大臣(川島正次郎君) 先ほども申し上げたのですが、昨年から今年に引き続いてやっている行政整理六万人は主として事務系統の整理をしていくわけでありまして、そういう際に技術者の方には手をつけない、この点において技術者は安心して仕事につくことができるんじゃないか、こういう意味で優遇されていると申し上げたわけでありまして、もう一つ例として申し上げましたのは、今年の増員も主として技術関係であつて、事務系統はふやさないのだ、事務系統が必要な場合には大体庁内の配置転換において極力補っているのだ、こういうことを申し上げたわけ

けでありまして、決して方針として技術者は事務系統の人間よりも冷遇する考えはない、こういうことははっきり申し上げ得るのであります。なお千葉さんのお話の人事院勧告に對して、身をもつて、前内閣より引き続いて現内閣が処理しないじゃないかということも私も同感であります。これは公務員制度調査会の結論が得られれば、ぜひ措置しなければならぬ問題だと考えております。

○千葉信君 今までの整理の対象が、かなり大幅に事務官系統にシワ寄せされてきているということは、これは私はその点では今の長官の御答弁に同感です。ただし、私が先ほど閣下質問をしましたのは、川島さんの今の木下君の質問に對する答弁の中に、はつきり給与の關係等においても改善されているとおっしゃっているわけですが、ですから、そういう認識では困るという事です。ですから事実をあげて私は申し上げておるのですが、そうほかにもたとえば技能職、研究職等の場合には、それではその給与以外の、たとえば定員内に繰り入れるとか、あるいは定員法の關係等から検討してみても、今問題になっている常勤労働者、非常勤労働者關係の中に技能職、研究職が実に多い。こういう点なんかもこの際やっぱ長官に十分考えてもらふ必要があると思ひます。善処を一つ要望したい。

○木下源吉君 今各省の設置法が提案されておりますが、どうも組織にこだわつて定員という觀念が強い。従来人を考えるのに、仕事の性質とか、仕事量の多とか、そういうものから定員というものがきまつて行かなければならぬと、かように考えているのです。やはり今後もういふやうに、ただ一つの組織があれば、長がやる、次長がやる、部長がやる、そういうようなことでやられる方針なのか、実際の仕事というものは、その仕事に賠償なら賠償でどういふ仕事が出て、実績はどうだから何名要するのだ、これに對しては必要なものを要するは要請せんならぬ場合もあるだろう、そういうような計画的な面を進めて行かれる考えはありますんか。

○国務大臣(川島正次郎君) 私は今のお説は全く同感なお説でございまして、現在定員を決定する場合に、仕事の質と量と比べて一定の標準のもとに各官庁がきめておられるのではないのでありまして、各官庁との話し合ひで、そのときに応じてきめておられるというのが現実の事実であります。そういうものを修正をいたしまして、定員をきめるのには一定の基準を作りまして、仕事の量、質などをよく勘案してきめるのが適當じゃないかと考えたのでございまして、そういうことをはつきりきめたいが、それが公務員制度調査会でありまして、この点を取り上げてやられているわけでありまして、先ほど申し上げましたように、すでに小委員会には終了いたしました。七月には終會に付議するということになっておりますから、お説のような意見も出てくるのではないかと思ひます。まだ小委員会の案を見ておりませんけれども、そういう点もつきりした姿で公議する制度というものが確立されるのではないかと、これを期待しているわけではあります。

○木下源吾君 それはどうもこの第一回の行政整理のときから問題なんですよ。今ごろまで調査研究をやるといって、よほど英断でなければだめだと思ふのです。同時にこの問題と関連してやっぱり給与の問題ですね、この問題とも関連があるもので、これは一つ大英断でやってもならなければ、現実にはこういうことなんだ。この間も私は風倒木処理場に行ってみました。そうすると、風倒木を伐採しましたね、伐採しまして、帰ってきてからその人たちが夜の十二時ごろまで引續いて採石をやっている。あるいは利用面にそれを当てはめる、それで超勤手当は一銭も出ないのですね。もうほとんどくたくたになつて、もうこれではとても続かぬ。

【理事松原一彦君退席、委員長着席】
けれども、やはりこれをやらなければほかの方の仕事が差しかえる。ことに民間に請け負わしている仕事はどうにもならぬ。こういうことで全くひどい、辛い仕事をやっているわけですね。でありますから、一面においては非常に楽なところに人員もたくさんおるが、実際の現地に行ってみると、そういうようなことで、それも定員がほとんど充たされておらない。こういう不公平を一日も早く、これは私は今は常務局長関係のことを言っておりますが、そればかりではない。どこへ行ってもこういう不公平をほとんど早く直さなければ、進んで国家の再建とか、あるいは復興だとかいうことに勇気をつけてやれないですよ。だから委員会だの、調査会なんという、そんなことを今まで言っているのは私はの

んきすぎるのじゃないか。大体行政整理から今日まで、このくらいの日数があるのに、しかも新内閣ができまして、一つ鳩山内閣などは大いに勇気をふるってやりになる方がいいのだと思ふのだが、やはり旧態依然として、そういうやり方を踏襲しておられる。こういうふうに考えるよりしようがないのですが、そういうわけなんです。か、どういふことなんでしょうか。

○国務大臣(川島正次郎君) 行政機構の問題は、社会の進展に従ひまして、常にそれに適応するような機構に直す必要があるものであります。現在私どもの考えをいたしましては、さしあたって根本的に機構の大変革をする考えは持っておりません。ただ必要な拡張は最小限度に認めますけれども、なるべく機構の拡大、人員の増加は、これは経費との関係がありまして抑制したいと考えておるわけでありまして、従いまして、今度出しました定員法の改正も必要最小限度に提案して、御審議を願つておるわけでありまして、お説のように、行政機構全般に対して改革を加える必要があるのかもしれないけれども、現在鳩山内閣をいたしましては、ここに直ちにそれをやろうという考えは持っていないのであります。一応昨年吉田内閣から引き続いて本年にわたりました六万人の整理をしまして、それで人員整理は一応これで終つたわけでありまして、一口にこの改革と申しましたも各片間の摩擦ははなはだししい、また人員整理をするということになれば、いろいろそこに組合との関係もありまして、これはなかなか手がつかぬのであります。よほどの準備をしなければこれは成功しないの

であります。すぐ直ちに、私もはお説のような考えは浮んだのであります。が、それを実行しようとは今考えておりません。何としてもこれは非常に摩擦の多い仕事でありますからして、相当な準備と考慮を要するのではないかと、こう思っております。

○木下源吾君 私はやたらに定員だけふやせ、ふやせと言つてゐるのではありません。たとえこの間も建設の話を聞きますと、六千何百人おる、あるいは恩給局にも臨時職員が多数おる、こういうように、それを皆定員に入れるということをお説言つてゐるのではないのです。ただ不公平な仕事をやたらにしようとして、やらんなら者ばかりたくさん仕事をやつて、収入もない。超勤手当もない。この不公平を何とかして是正して、進んで国の仕事に挺進するようになるに早くしたらば国家のためになるのじゃないか、こういうことなんです。やたらに定員をふやせ、定員をふやせと、そういうことを言つておるのではないので、そういう方針が、誰が考えても日本の実情をこれは考慮しなければならぬのだということがはつきりみ込めれば、組合だろ、が、何だろ、が、おそろく国の再建、建設に挺身して協力すると、私はこう考えるのであります。いづれにしてもその不公平が一番悪いのです。同じ仕事をしておつても待遇が悪い、あるいは給与が悪い、あるいは身分の保障もない、苦衷の訴えどころがない。こういうことでは、かえつて働く人の働く意欲を減殺しておるようなものではないか。ただ頭数だけを並べて、それで仕事ができてるのだという考え方は間違ひである。六万人の行政整理

があるから、ただそれが済めばいい、ただそれを実施すればいい。ただその六万人の行政整理から割り出してやるのではなく、その根本をやりかえたらどうか、そういうことに對する大英断、やりかえのお考えはないか、こういうことをお尋ねしております。

○国務大臣(川島正次郎君) 先ほど私は木下さんの御質問をはき違へして、行政機構の根本的改正の問題かと思つて御返事したのですが、たゞいまの御質問は、結局やはり常勤的非常勤者を一応どうするかという問題に極言されたいと思つております。それに対しては、先ほど来御返事申し上げた通り、これは適当に処理をいたしまして、もう当然定員に入れるべきものは入れまして、定員外で処理すべき人間であるものは、それが長年にわたつて勤めたものは、やはり同じ公務員と同一の待遇を与えるような処置が必要だから、それをもいたしたいと、こういうふうに申し上げておるわけでありまして、お説の通りのことを考えておるのではありません。

○木下源吾君 いろいろなことをあなたにお尋ねしておりますけれども、この根本的な、専門的なものはやはり人事院ですね。この戦後の日本の公務員制度の改革に當つてやっておるこの人事院を、前内閣あたりは独立性をなくして、そうして政府の諮問機関的なものにして、こういう計画を進めたことは御承知の通りであります。ここで考えられることは、そういうふうに行つて行くことは私は民主的な公務員制度の改革に逆行するものだ、こう考へておるのです。そこで今あなたのおっしゃる御答弁の筋道は、あくま

でも公務員の制度は改革しなければならぬということに御同意のようであります。これには人事院の科学的な調査、科学的ないろいろの施策が最も妥当だと思つておりますが、まあ究極すればこの人事院の存置問題です。そういうものに対する政府のお考えはどうであるか。

○国務大臣(川島正次郎君) 人事院に對しましては、前内閣時代に機構を改革するという案を持つておつたことはお説の通りであります。現在の公務員は団体交渉権もなし、スト権もないのであります。それがために人事院がおかれておるわけでありまして、もし人事院を廃止しますと、当然公務員に団体交渉権、スト権というものを与えなければならぬ、こういうことになつておるわけで、それがいいのか、やはり人事院の制度のもとにおきまして、人事院が中間の立場において、公平に公務員の給与などをききまといふのかというところになります。これはやはり現在の制度の方がいいのじゃないか、こう考へまして、私もいたしましては現在の人事院を廃止したり、機構を改革する意思を持っておりません。

○木下源吾君 従つて、ここにはまあ人事院の組織はおりませんけれども、明らかに人事院に関する限りは独立した性格を尊重する、また政府もとおきの政策によつて基本的な公務員制度というか、公務員の利益を守るといふ立場を変更しないのが正しいのであります。従つて私は人事院関係にお尋ねするのですが、この定員の問題については、現在、しばしば今日まで行われた整理は今日の実情に即して

を改定して、その一部を地方公共団体に仕事を委託して、むしろ地方公共団体の経費が膨張するような点があれば、これは地方公共団体の立場からして当然拒否しなければならぬという立場におかれるのではないかと聞いています。こういう点についてまだ成案を得ていないと、こういうことを先ほど来申し上げておるわけでありまして、国の出先機関をどう改定するかということについては、まだ案がありませんけれども、少くとも国の出先機関があるがために、必要以上に地方の公共団体の経費が膨張する点がありますれば、これは厳に修正しなければならぬ、こういう考えを持っておりまして、委員長(新谷實三郎君) ちよとと速記をとめて下さい。

午後三時二十五分速記中止

午後三時四十四分速記開始

委員長(新谷實三郎君) 速記を始め下さい。次に労働省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

○田畑金光君 今度職業安定局に失業対策部を設けられて、今日の当面せる失業対策事業の推進をはかれるというわけですが、まず失業対策部の職務分掌等について御説明を願いたしたいと思います。

○政府委員(堀秀夫君) 今同の労働省設置法等の一部を改正する法律案によりまして、現在労働省の内局であります職業安定局に、当分の間、失業対策部を設置して、失業対策に関する事務、それから緊急失業対策法に関する事項を取り扱わせよう、こういう考え方であります。現在職業安定局の所掌

する事務は、労働省設置法の第十条に規定してございますが、このうち第四号の失業対策に関する事務及び第八号に掲げました事務のうちで、緊急失業対策法の施行に関する事務を失業対策部で所掌しよう、こういうものであります。ただいま職業安定局で行なっております事務を大別いたしますと、労働需給の調整に関する事務、それから新しい雇用を創出するという関係に関する事務とがございまして、この後者の方を失業対策部で所掌しよう、こういう意味であります。

○田畑金光君 本省の職業安定局に一つの部を設置して、今お話のような失業対策事業の完全をはかるといふ御趣旨であります。本省におけるこの設置に伴って、たとえば都道府県の失業対策事業所等の労働部等の機構に何らかの改変等の影響があるのかどうか、こういうような点について……

○政府委員(堀秀夫君) 本省におきましては、ただいまのような設置がえをいたすわけでございまして、第一線におきましては、これはさしあたり機構の整理あるいは新設等は行わない予定でございまして、しかしながら、現在失業情勢の悪化に伴いまして、末端機関におきまして業務量が増大しておることは否定できない事実でございまして、これに対処いたしまして、第一線職員の一線職員の合理的な配置、それから臨時職員の第一線の増員、これはただいまのところ常勤労働者を六百四十五名増員する予定にしておりますが、このような充実を行いつつ、またそれと同時に業務運営方法の効率化、あるいは改善を加える等の種々の対策を講じたいと考えておる次第でございます。

でございます。

○田畑金光君 第一線に常勤労働者六百四十五名の配置を行うという御説明でありましたが、一体このいわゆる常勤労働者というのは職業安定局の出先機関に多いと思うわけでありまして、現在どれくらい人員がいるわけですか。

○政府委員(江下孝君) 本年度の予算で計上いたしておりますのが、地方庁、これは県の職業安定課、失業保険課でございます。これはございまして、職業安定所、第一線の機関で一般会計、特別会計合せまして千八百二十名になっております。

○田畑金光君 現在ですか。

○政府委員(江下孝君) はい、そうです。

○田畑金光君 それからこれはちよつと話が飛びますが、毎年日雇い労働者の夏季手当の問題が一般の公務員の夏季手当の支給の問題と関連しまして出て参る問題であります。この点は中央のみならず地方においても同様に重大な問題であります。この日雇い労働者の夏季手当に關して本年度はどのように処理をなされたのか、あるいはなされようとするのか、さらにまたこれに關連しまして地方都道府県等のこれに対する措置等について承わつておきたいと思ひます。

○政府委員(江下孝君) お話の通り、安定所に登録いたしております日雇い労働者に対しては毎年夏、暮には就労日数の増加または賃金の増給ということで特別な収入増加をはかつておるわけでございます。で、本年度でございますが、実はまだこれにつきまして明確に何日というふうにきめていないの

でございます。と申しますのは、実は御承知の通り本年度予算がおりましてまだ本予算が成立いたしておりません。そういう関係でまだ決定をいたしておりません。しかしながら日雇い労働者の生活の困窮状態ということも十分承知いたしておりますので、本予算の成立を待ちましてやはり相当の就労日数の増加、あるいは賃金増給ということを考えていると思つております。

○田畑金光君 本予算が通った際にはどの程度の考慮をなされる御予定か、昨年と同額程度であるか、あるいはプラス・アルファを支給されるような予算措置がとれるものかどうか、この辺の事情をさらに聞かしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(江下孝君) 御承知の通り失業対策事業の予算でございまして、これは本年度十九万人の吸収をする、特別失対合せまして二十二万ということになっておるのでございます。そこでもまあ私どもとしてはこの予算でございまして、現在の段階におきましてはなかなか将来の見通しも困難な事情もございまして、あるいは相当今後離職者がふえ、登録者もふえてくるのでございまして、いづれにいたしましても相当この予算の使用につきましては慎重に考へて参らなければならぬというふうな考へております。そこで今御質問の点でございまして、これはまあ実は正直な話、今の今日、現在におきましてはまだどういふ措置、どの程度の措置をやるかというところについては決定をいたしていないのでござい

ます。しかしながらこれは当然七月早には出さなければならぬものでありますから至急上司と相談いたしまして決定いたしたいと思つております。

○田畑金光君 私の御尋ねしているのは昨年の基準で、一体昨年の基準はもろろ今回の予算措置等の中に当然考慮されておると私は考えますが、少くとも昨年の基準は支給されるべきものと考えておるわけでありまして、この点に關しまして事務当局としてはどのような考へ方で処理される御方針か、また昨年と同じようにもうすでに自由労働者の組合諸君からも強く要請されておるはずであります。今日まで自由労働者の組合からどういふ働きかけがなされてきたのか、この辺の事情を説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(江下孝君) まあ自由労働者の組織からいたしましては、今月のもう初めごろから実は相当この問題について折衝を重ねております。それで要求いたしましては十四日分を支給して、あるいは十日分を支給していただいたと、こういうような要求でございまして、それでいづれにしてもこの要求は現在の予算からみまして相当困難な事情にございまして、そういう点については十分この組織の方にお話をしておるのでございます。そこで事務的にいふお話でございますが、先ほど申し上げましたように、これは実はまだきまてないものでございまして、私が事務的に申し上げてもあつてどうなるか、変更するかもしれないのでよくわかりませんが、まあやはり常識的に考えまして昨年と大きな違いはないのじゃないかというふうな考へております。

○田畑金光君 一時帰休制度の問題ですが、昨一年間で一時帰休制度を実施したものの人員、それから予算、あるいは産業別、企業別と、こういう点について一年間の実績、あるいは経過について資料を持ち合せておるならば御報告願いたいと思うのですが。

○政府委員(江下孝君) 実は正確な資料を向うに置いておるものでございまして、数字的に申し上げられないのでございまして、一時帰休制度を実施しました結果といたしまして私の記憶では全部でこの適用を受けたのが千人から二千人の間ではなかったかと、人数でいたしましてそう思っております。まあ当初私も少く予定いたしましたよりはずっと実は少くしたのでございまして、それでこれにつきまして今はいろいろ検討をいたしておるのでございまして、まあ一時帰休制度というものの本来の建前が再雇用を条件とするということが一つの問題になっておりますので、そういう関係で特に事業主の方で多少これに對しましてくり込みをいたしましてたのと、もう一つはこれは団体協約を必要とする、こういうことになっておりますが、団体協約を結ぶということにつきまして、また事業主側におきまして相当むずかしいという事情もございまして、そういう事情からいたしまして正直に申し上げまして思った通りの成績を上げなかったものであります、今後におきましてはさらにこれを改善いたしまして、でき得ればせつかくの制度でございまして、もっと多く活用できるように考えて参りたいと思っております。

○田畑金光君 吉田内閣の当時、ことに昨年の夏の石炭とか、鉄鋼、造船の深刻な経営難からくる失業対策の重要な一環として、この一時帰休制度というものが取り上げられたはずでありまして、ところが実施された結果が、一年間にわずかに千名や二千名というところで、あの当時吉田内閣の失業対策の一環として喧伝されたこの真価というものが、明確に数字の上に結論づけられ、こう見るわけでありまして、局長のお話によりますると、再雇用の条件を付されておるといふことや、あるいは労働協約の締結等が、この制度の用に経営者を消極的ならしめておるようなお話でありまして、これはもう少し根本的な、あるいはこの制度の実施に伴います基準法の問題とか、いろいろ労働法上の諸般の問題がからまっておりますが、そういうより深い、根本的な問題につながっておりますのはなからうかと、こう感ずるわけでありまして、そこで労働省といたしまして、この一時帰休制度については、たとえば輪番帰休制度にまたこれを切りかえるとか、いろいろなことが言われておるわけでありまして、従来の一年間の成果というものの、あるいは実績というものを顧慮されて、この一時帰休制度について、何らかの今年に改善の準備があるかどうか、あるいはこれにかわる何らかの方向が労働省としては考へておられるのかどうか。この辺の事情を承わっておきたいと思ひます。

○政府委員(江下孝君) 実は衆議院に、すでに提出いたしております失業保険法の改正法案でございまして、失業者の法律案、いづれ参議院にも回ると思ひますけれども、これにつきまして若干内容を御説明させていただきます。実は一時帰休制度をとりました趣旨といたしましては、事業主の方でも賃金がなかなか払えない、ほんとうは解雇にしたい、しかしながら解雇すれば結局労働争議その他がつかない、将来必ずもう一度その解雇したました労働者を再採用するといふ見込みがあるならば、これを特別に失業保険制度を運用して適用せしめよう、こういうことでございまして、実はこの失業保険制度は、先生御承知の通り、本来計画的に失業保険制度を使つて行くという建前にはなつてないので、これは思ひます不慮の失業に對しまして、一定期間の、失業生活の保障をするといふのが建前でございます。そこでそういう当然失業保険をもちうことを前提といたしまして輪番帰休的な形のもの、これは失業保険法のいわば一種の乱用と申します、そういうたまたまが考えられるのでございまして、ただ、しかしながら現実には失業保険法を、計画的に失業保険制度を使いまして、現在相当多くの人が失業保険金をもらつておるのが実情でございます。そこで実は一時帰休制度を採用いたしましたときには、そういう計画的な利用があるといふことを承知いたしておりながら、時の必要に迫られまして、今日労働省としましてああいふ線を打ち出したのでございまして、最近におきましては以上申し上げましたような実情でございまして、今度保険法の改正案におきましては、これは決してこれが奨励すべきことではない、望ましいと申し上げるのではありません、現在をそういうような失業保険法の利用が非常に強くなつておりますので、従来の制度を若干改めまして、離

職前の六カ月から九カ月の被保険者期間のものにつきましては、一律に九十日の支給期間を与える。そのかわりこれらの支給につきましては、あまりこの一時帰休であらうが、あるいは季節労働者であらうが、そういうことにつきましてではそれを問わない。つまり期間によりましてこの失業保険金を支給して行く、こういう実は社会経済の事態に即するように、実は保険法を改正したいと思つておるのでございまして、これを実施いたしますと、まあ政府がおもて向きそういうものを認めるといふことにはなりますが、現在の雇用情勢、また現実失業保険制度の利用といふ實際から考えまして、こういう制度をとることによりまして、大体私といたしましては、従来の一時帰休制にかわるものが出てくるのじゃないかと考へております。ただこの場合に、おきまして、あくまでこれは失業保険でございますので、やはり離職という形はこれはとらないのでございまして、再雇用の条件がついておりました。これは一応会社とは縁が切れるといふ建前にならざるを得ないと思ひます。そういうふうな現在のところは考へておるのでございまして。

○田畑金光君 まあ今の御説明を承わつておきますと、今度の失業保険法の一部改正で、たとえば離職前六カ月ないし九カ月の働いてたものについて、三カ月の保険給付を実施すると、こういうような御趣旨で、そのことと、この一時帰休制度の成果といふものが、労働省、あるいは政府が当初考へていたほどの成果が上らなかつたことと関連のあるような御答弁のうちに承わります、一時帰休制度の所期の成果が上らなかつたというようなこと、今の失業保険法の一部改正に発展したのかどうか。この辺の関連をもう一度一つ承わりたいと思ひます。

○政府委員(江下孝君) これは先ほど説明が少し足りなかつたかと思ひますが、実は一番問題になりますのは、現在でもございまして、季節的な労働者、あるいは一年のうちきまつて一定期間失業するといふ労働者、必ず一定期間を超過いたしますればまた就職する、こういう人たちの実は問題でございまして、そこで私は一時帰休制度と直接のこれは関連はないのでございまして、けれども、まあ言つて見れば一時帰休制度といふのは将来必ず再雇用されるという予定の、臨時の失業といふことだらうと考へまして、そこで毎年繰り返すといふようなものに対しまして、現在の失業保険法では必ずそれで百八十日の給付をするといふ建前になっておる。ただ季節的な労働者につきましては、これは除外視されておるのであります、ただ現実の運用といたしましては、なかなか季節的なものであるか、そうでないかといふような点について、明確な区分ができなかつたために、現在におきましてはこれらの人に全般的に失業保険を出している、こういう形になつておるのでございまして、そういう点からいたしまして、まあ直接の關係はございせんが、一定期間だけを離職をするといふような人たちに對しても、この制度がもし適用されるとすれば、九十日は出ると、もし被保険者期間が、短くても、九十日は出す、こういうことでございまして。

それからお尋ねの点は、あるいは失業保険の一時給付制度というものは、一時休業じゃないか、それに對して何か工夫はないかということかともあるいは存するのでございますけれども、実はその点についても検討はいたして見たのでございますけれども、やはり失業保険制度の運用ということになりますと、どうしても休業ということとはうまくないのでございまして、この点につきましても今後とも研究はいたしたいと思ひますが、現在の段階におきましては、一応以上申し上げたように措置することによつて、こういう面を幾分でもカバーして参りたいというふうに考へておる次第でございます。

○田畑金光君 まあこの辺で終りたいのですが、最近この綿紡の操業短縮でまた新しくこの面から失業問題が考へられてゐるわけですが、五月以降一二名の操業短縮をやつておるが、さらに今の國際的な市況や内需の面からいふと操業短縮を強化しなければならぬ、こういう問題が出ておるわけでありまして、こういう紡績産業における不況の問題とまた関連いたしまして、たとへば今問題となつておる特需関係の大量解雇の問題が出ておるわけでありまして、あるいは駐留軍労働者の本年度四万前後の首切りが予想されてゐる。こういうような事態になつておるわけでありまして、こういうような新しく発生し、また予想される産業の不況から来る、あるいはアメリカ側の予算削減に基くこういう失業対策等について十分な顧慮が払われておるかと考へるわけでありまして、政府といたしましてこの特需労働者、あるいはまた紡

績産業の不況から来る失業者に對して何らかの積極的な失業対策の面からする顧慮等が払われておるのかどうか、この辺をお尋ねしておきたいと思ひます。

○政府委員(江下孝君) 実はこの綿業につきましても私も近時操短等により労働者の余剰が出るというように聞いておりますが、実はまだその点については具体的にどういふふうなことに失業者が出て参るかということにつきましても、確かな情報を手に入れたしておりません。しかしながらもちろんこれにつきましては当然適切な失業対策を考へなければならぬと思つております。

時需関係でございますが、これもまあ本年度中には相当減を見るだろう、駐留軍関係も二万程度は減るであろうというふうな一応の予測を立てております。そこでまあ最近におきまして一番大きく問題になりましたのはこの特需関係といたしまして神奈川県、追浜にありまして富士モーターズの首切り問題でございますが、これはこの七月をもちまして三千五百人程度を、二つの工場でございますが整理するといふやうなきに至つたのでございまして、これにつきましても、今現実に神奈川県、労働等で問題が争われておりますけれども、まあ私も似たしましては、特に特需の問題につきましてもこれはできるだけアメリカとも事前の折衝をいたしまして、早期に失業の予測を立てるということ、あるいは一時に大量に失業者が出ないやうにということ

で、実は十分折衝を従来いたしてきたのでございまして、現実にはまあこういう事態に相なつておるのでござい

ます。政府全体といたしましては特にこの特需等、あるいは駐留軍等につきましてもアメリカとも早期に離職見込み等を把握いたしまして、これに對して適切な対策を考へたいといふふうな思つておるのでございまして、で、今申し上げました富士モーターズの問題でございまして、これは実は非常に人員も多うございまして、神奈川県に特に富士モーターズの被整理者に對しますところの配置転換対策の本部を設けいたしまして、知事、労使双方が入りまして、特別に個人々々にその技能に向く職業を大々的にあつせんしていただく、でなお神奈川県にはたまたま総合補導所がございまして、逐次補充をいたしております。この総合補導所等にも必要な方々が入つていただきまして、技能訓練を受け、そうして適切な仕事に就いていただくことを考へていき

たいと思つております。無技能者につきましては、これはなかなか配置転換が困難でございますが、以上申し上げましたような方々ほとんど全部が失業保険の適用を受けるのでございまして、とりあえずいたしましては、そういう失業保険制度によつて救済をいたしたい、なお無技能者等につきましても、職業補導等にも行けないといふ方につきましても、これは最後の線といたしましては公共事業、あるいは失業対策事業というものを積極的に起しまして、一時的な失業の救済をいたしたいといふふうな考へておるのでござい

ます。○田畑金光君 この深刻な失業に関連しまして、よく新聞等で失業保険金の不正受給とか、あるいは詐欺と申しま

すか、いろいろこういう問題が惹き起

れてゐるようであります。これは深刻な社会的な情勢の生み出した一つの悲劇だ、こう見ておりますが、この一年間にそういう事件と申しますか、事件の件数あるいは金額、こういうふうな点、あるいは産業別等の、地域別等の資料がおりますならば、一つ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(江下孝君) 詳細な資料につきましては、また後ほど申し上げたいと思ひますが、二十九年一年間で失業保険金を不正に受給したと思われる金額は約二億であつたと思つております。この一番大きな原因といたしましては、架空の被保険者を作りまして、労働者がなれ合ひで失業保険のための必要な証票を作つて安定所に持つて行く、そして金をもらつ、こういうのが非常に多い。いま一つは、失業保険金に當りつけないといふことが条件になるのでございまして、働きのながら失業保険金を詐取して行くのが多いのでございまして、そこでこれらに對しましては私も一番頭を痛めてゐるものでございまして、率直に申し上げまして、実は現在のこの失業保険関係の職員の数からいまして、一人々々につきまして的確な調査をいたすといふことは困難でございます。しかしながらこれは何とかして大事な税金によるお金でございますので防止しなければならぬといふことで各安定所に、特に大きい安定所でございますが、不正受給の調査員というのを昨年度から設置いたして、この不正受給調査員がときどき不意打ちをいたしまして事業所を調べるとか、あるいは被保険者の行動を調べるとか、こういうことをいたして

ての不正の発覚は相当な額に上つてゐるのでございまして。何と申しましてもこの保険法自体は悪いことをしないといふ前提に立つておるほど非常に善意にできてゐる法律でございまして、これをくぐろつといふ気持でやりますと、相当な穴もあるわけでございます。そこで今回の改正案におきましては、その点につきましてもある程度の防止対策を盛り込んで作つております。被保険者個々につきまして、安定所に台帳を整備いたしまして、インシキがきかないやうな形をとると、その他二、三の点につきまして相当不正受給の防止という点について意を用いて改正案を作成したのでござい

ます。○田畑金光君 まあ安定所が盛えるといふことは決してけつこうな話ではないんですけれども、しかし今の日本の情勢から申しますと、職業安定機関を充実しなければならぬといふことは、今の一つの不正受給の問題をとらえても十分察知ができるわけであり

ます。○政府委員(江下孝君) 仰せの通り、現在安定所の業務は非常に増加いたして

務的に大蔵省と定員増加につきまして

ての不正の発覚は相当な額に上つてゐるのでございまして。何と申しましてもこの保険法自体は悪いことをしないといふ前提に立つておるほど非常に善意にできてゐる法律でございまして、これをくぐろつといふ気持でやりますと、相当な穴もあるわけでございます。そこで今回の改正案におきましては、その点につきましてもある程度の防止対策を盛り込んで作つております。被保険者個々につきまして、安定所に台帳を整備いたしまして、インシキがきかないやうな形をとると、その他二、三の点につきまして相当不正受給の防止という点について意を用いて改正案を作成したのでござい

実は相当猛烈に折衝もいたしたのでございまして、まあ全般の定員増の抑制方針という面からいたしまして、今申し上げました程度の常勤労働者の増加に終わったのでございます。正直に申しまして、相当これはつらいのでございまして、しかしながら安定行政には相当深くこの道に働いておりますエキスパートも相当おることでございますので、私もいたしましてはできるだけこれらの職員の能力に実は期待をいたしまして、さらに今後のこの折衝という点に待つことにいたして、今回はこの程度にいたしましたのでございます。やれるかとおっしゃればまあやれると言わざるを得ないものであります。実情は相当苦しいことは申し上げざるを得ないと思ひます。

方公共団体の赤字の現実をよく考えられて、少くとも今回の特別失業対策事業費における、これらの事務費や資料費等については、今回の地方公共団体の赤字の現実をよく考えられて、少くとも今回の特別失業対策事業費においては、これらの事務費や資料費、あるいは労働費の単価引き上げに際するような措置が失業対策事業費一般についてとらるべきではないか。かように私は考えるわけであります。さらにまた、これに関連いたしまして、地方公共団体の赤字が、結局失業対策事業の適時適切なあるいは地域に應ずる処理をはかることを拒んでいる傾向もあるわけであります。こういう点は十分留意されて今後の、本年度の職業安定の行政が、単に本省の机上計画やあるいは本省の机上の計算だけに終らないで、末端に浸透するよう適切な指導を私は希望いたしました。質問を終ります。

○委員長(新谷寅三郎君) ちよつと速記をやめて。

○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めさせていただきます。

それでは先ほど川島大臣の所用のために中絶いたしました。行政機関職員定員法についての質疑を続行いたします。

○田畑金光君 先ほどの質問に関連いたしますが、現内閣をいたしましては、行政機構の根本的な改革というものは、何ら顧慮されてない、こういうお話しがあったわけであります。そうしますと、たとえば前内閣に置かれた行政制度調査会、こういうような機関等を設置して、中央の行政機構、各省庁等の権限、機構についての研究等についても顧慮されたいという方針であるのかどうか、この辺、もう一度承わりたいと思ひます。

○国務大臣(川島正次郎君) 吉田内閣時代に制度調査会ができて、いろいろ検討した案もできたように聞いておりますが、実は内閣に行政審議会という制度がございまして、これは今もちよつと活動いたしておりますけれども、委員は全部任期がきておりますので、最近に新たに委員をお願いいたしまして、学識経験者等にお集まりをお願いしまして、行政機構の改革についての諮問をすることになっております。

行政審議会は、これはかねてあるものであります。今までちよつと活動を中止いたしておりましたが、私が長官になりましたら、これを全面的に活用いたしまして、行政機構を不断に検討したい、こういう考えでおります。従いまして先ほど田畑委員お話し、地方の出身機関などという問題も、これらにかけまして、十分検討いたしたい、こう考えております。

○田畑金光君 私、そこで矛盾も感ずるのですが、現内閣がこれから設置し、委員を任命されようと考えておられる行政審議会は、その趣旨、その任務とするところは、おそらく前内閣の行政制度調査会と大同小異じゃないかと、こう見ておるわけであります。今の御説明によりますと、これから委員を任命し、行政機構の問題等についてもこの審議会に諮問をする、こういうことになって参りますと、諮問をして、その答申が出て、機構というもののについては改革を加えないのか、何らの改善を施さないのか。先ほど来の御答

弁によりますと、根本的な行政機構については何ら考えていない、そういうような御答弁であります。そうしますと、行政審議会を設置して、何を諮問しようというお考えであるのか、この点がどうも私に落ちないわけでありまして。

○国務大臣(川島正次郎君) 私が繰り返して申し上げておることは、省の改廃等、そうした大きな根本的な行政機構を変える意思は持つておらぬと申し上げたのであります。しかしながら行政機構は多種多様でありまして、先ほどから御議論のあります各府県にある出身機関なども、むしろ行政機構の一部面でありまして、それらに對しましては、常にこれは必要なものは置きますし、必要なくなつたものは、これは整理して行くということに當然でありますから、そういう面に對しましては、十分検討を加えたいと思つておるのであります。行政審議会は新たに置くのであります。かねてあつたのでありますけれども、今まで委員の任期がきて中止しておりましたので、新しく委員を任命しかえまして諮問をするわけであります。この点は前回の当委員会に、たしか私はそういうことを御説明申し上げたかと思つておるのですが、むしろ諮問機関であるからして、答申案全部をすぐ採用するとは申し上げませんが、十分尊重しまして、政府の責任におきまして、とるべき案をとりまして、近い国会に提案する、こういう段取りにいたしたいと存じております。

○田畑金光君 省の改廃等は考えていない、よくわかります。先ほどの木下君の質問に對しまして、人事院等の存置については、あくまでも人事院制度の置かれた当初の精神にのっとりてこれを存置する、こういうような御方針と承わりました。吉田内閣のときに人事院を廃止いたしました、国家人事委員会設置したか、こういう制度に切りかえるような意図があつたわけでありまして。そうしますと現内閣は、吉田内閣の考え等とはあくまでも異なつて、この人事院制度の設けられまして趣旨をどこまでも尊重されて行くとする御方針と承わつたわけでありまして、この点あらためて政府の方針をお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(川島正次郎君) 公務員には労働三権がないのであります。それから、それにかつて人事院が公務員の利益を擁護する機関であります。からして、もし人事院を廃止しますれば、当然公務員にも労働三権を与えなければならぬという議論が起るのであります。今日のところは、人事院の機構によつて公務員を擁護するのが適當だ、こう考えております。従いまして人事院を廃止する考えはございません。

○田畑金光君 よくわかりました。人事院の制度を存置するのは、あくまでも公務員の労働基本権に制限を加えたその代償として人事院制度が置かれたのであるから、人事院はあくまでも存置し、そうしてこの制度を尊重するといふ御趣旨はよくわかつたわけであります。そこで、私伺いたいののであります。今公務員は公務員の特遇の改善を常に希望し、また政府当局にも要望をいたしておるわけでありまして、ことに人事院が近く七月に入りますと、当然国家公務員法の二十八条であります。これに基づきまして、いわゆる

勸告なりあるいは報告なりがなされるものと期待いたしております。当然待遇改善に関する勸告等がなされるものと期待しております。そこで、この点は人事院当局に質問する問題でありますから、私、川島長官にお尋ねしようと思っておりますが、昨年の七月に、御承知のように人事院は地域給の改善についての勸告をなしておられるわけであります。その後、この地域給の勸告に對しましては、衆参両院の人事委員会において修正をされて、それが解散前の国会に、二十一回会でありましたか、二十一回会に提案されたわけであります。解散のためにこれが廃案となつたわけであります。が、今国会にあつたため議員立法として衆議院に提案をされておられるわけであります。先ほどの話によりますと、川島長官は、人事委員長であられたように承つたわけであります。この辺の事情は一番よく詳しいこととお考えであります。ことに二十一回会における地域給改正については、当時の与党であつた民主連合も含んで、人事委員会には満場一致で提案をなさつたはずであります。ところが今国会に議員立法として提案をなされておられるかわからず、衆議院における内閣委員会において、小委員会をもつて検討をされておると聞いておりますが、政府においても、人事院においても、この地域給制度の点に關しまして、何ら積極的な誠意を示してくる傾向がないわけでありませう。ことに少くとも昨年の夏に地域に關しまして、人事院が、勸告いたしましたことは、先ほど川島長官のお話しの人事院制度を尊重する、人事院制度ができたのは要するに公務員の

労働基本権制限に伴う代替の制度であるから、これを尊重すると、こういう御意向であるといはしますならば、地域給制度について政府はどのように考へておられるのか、どのように尊重されようとする御意向であるのか、この辺を一つお聞かせいただきたいと思ひます。

○國務大臣(川島正次郎君) 昨年人事院から給与準則の改訂と地域給の改訂の勸告が政府と国会になされたのであります。地域給の問題を取り上げて御質問でございますが、御承知の通り現在の各地方を通じての物価指数なり生活費などを計算をいたしますと、大体平均をいたして参りますと、むしろ東京あたりよりも地方の方がものによつては高いものがござつて、地域差というものを置く必要性が今日ではほとんどなくなつておるのであります。まして、むしろ地域差があるがために公務員の配置転換、異動に非常な支障をきたしまして、私も人事委員長をやつております当時からこれは問題になりまして、将来地域差というものを廃止すべきものだといふ議論に立ちまして、一昨年の暮れにベース・アップの際に一応一俸だけ本俸に繰り入れた措置をとつたのを御承知かと思つてあります。あの当時ベース・アップは九・四でありましたが、實際に四・四だけがアップでありまして、五・〇はこれは地域給を一般本俸に繰り入れた措置であつたわけでありませう。ところがその後市町村の合併が各地方に行われまして、同じ市町村内で地域差のある所が多数ござつて、同じ市町村内で二級くらいの地域差のあるのはざらにあるのであります。二級

俸違えば一割違ひなのであります。それがために公務員の異動には非常に各地方とも困難をいたしております。従いましてベース・アップのたびに一般ずつ減らして行くのだというやり方は、とうてい現在の実情に適応しないのだからして、地域差というものをこれを廃止しようじゃないか、こういうことが当時衆議院における人事委員会の總意でありましたが、しかし一方地域を見ますと非常に不公平でアンバランスがある。たゞい地域差を廃止しても地域給そのものをなくするのではないのであります。何か違つた形になるかもしれないが、現在与えておるその給与を減らすということとは、これはとうていできないのであります。から、地域差の廃止で地域給の廃止ではないのであります。そこで地域差を廃止するときに現在ある地域給のアンバランスを是正して、それにすべり込ませようと、こういう二つの考えで私も人事の關係を審議したわけでありませう。現内閣になりましてから私は自治庁長官になりまして、地方財政を扱つておりますので、地域給に關しましては、特に關係が深いのであります。給与担当の大久保國務大臣を中心といたしまして、私も参画して、大蔵省の給与担当の課長、人事院の給与局長、また同会の専門員などが集まりまして、数回会合いたしました。まして、いかにして地域差というものをなくして一本化するといふことの協議をし、数種の案ができておるのであります。けれども、犧牲なくしてこれをやろうといふところに困難性がありまして、どれを見てもどうも公平に行かないので、まだもつて結論が出ないわけ

けであります。そういう關係で衆議院内閣委員会では、特に地域給の小委員会を設けまして、この問題を取り扱つております。また公務員制度調査会におきましても、地域給の問題を特に取り扱つてもらひまして、早急に結論を出すように要請をいたしておるわけでありませう。地域差をなくするといふことと、それから地域給のアンバランスをなくするとは、これは不可分の關係に立つておられるわけでありませう。そういう進行状態なのであります。今日のような時代に、地域給をこのまま放置することはとうていできないのであります。からして、できるだけ早くこれに對する処置をつけたい、こう考へて熱心にやつておられるわけでありませう。

○田畑金光君 お話を承つております。熱心におやりになつておるやうであります。これまた衆議院内閣委員会小委員会の審議に万事をゆだねておるやうでもあります。結論に万事を頼つておるやうにお聞きするわけでありませう。また地域給をなくしようとするとも、確かに町村合併に伴う公務員の異動等の場合を顧慮いたしました場合に、われわれとして問題があることも承知いたしております。あるいはまた地域給のアンバランスについても、これはまた是正しなければならぬといふ問題については同感であります。ただ私の聞かんとする骨子は、昨年は御承知のように人事院は給与のベース・アップについての勸告は保留したわけでありませう。本日は資料を持ってきておりませんが、ただ勸告を保留すると、こう言ひまして、民間の給与を考えた場合に、あるいは民間給与のベース・アップの率等を考えたときに、当然公務員の給与ベースについても十分考慮を払わなくてはならぬが、しかし今日の経済状態、あるいは政府のとらんとする財政政策等、諸般の事情を考へたとき、ことしは勸告をやめて、報告にかへるといふようなことが、あの人事院の報告の骨子になつておられるわけでありませう。そこで昨年は要するに、人事院は勸告をやめて報告に終つておられるわけでありませう。そしてその人事院が地域給については、かくかくの改善を加へるべしといふやうな勸告をなしておられるわけでありませう。大体予算にいたしますと、七十四、五億になると聞いておられるわけでありませうが、そうなりますと、川島長官のように、あるいは現政府のやうに、人事院制度を尊重しよう、しかも、その人事院制度というものは公務員の労働基本権に制限を加へたその補充の制度があるから尊重しなかつたらぬ、こういうことになつて参ります。然らば、当然政府は、この地域給の勸告等については予算化の努力を払うべきだと私は考へるわけでありませう。ましてや先ほど申し上げたやうに、川島長官も人事委員長としてこの地域給のアンバランスを正すについての議院における審議には十分加つておられるはずであります。そういうことを考へましたときに、私のお願いしたいことは、地域給の問題は一例でありませうが、人事院制度を尊重されようとする現内閣にありませうならば、この地域給制度等については、十分勸告を尊重するといふ結論が出てくると思ひわけでありませうが、あらためてこの点につい

てお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(川島正次郎君) 人事院の

勧告は政府としましては、むろん尊重して、適當の措置をとるべきだと思ひますが、地域給に關しましては先ほども申し上げた通り、前回の衆議院の審議の際におきまして、まず地域差をなくすという前提に立つて相談をしたのでありまして、地域差をなくすこと等につきましては、ほつたらかしてはいないのでありまして、各方面の衆知を集めてやっておるわけでありま。地域差をいかにしてなくなそうかというところがきまりますれば、同時に地域給のアンバランスもこの際正しよう、こういう考えに立つておるものでありまして、私といたしましては人事院の勧告を無視するというような考えは毛頭持っておらぬのでありまして、ただ地域差をなくすことが實際に困難であるために延びておるのだ、こういうわけでありま。むろん案ができませんれば、相當の予算措置が當然必要であります。これも案ができれば、政府としてはやらなければならぬ、こう考えております。

○田畑金光君 地域差をなくするとい

う作業であります、その作業を先ほどのお話によりますると、公務員制度調査会が進められておるのかどうか。また地域差をなくするということ、もう少し一つ内容について、どうしてなくしようとするのか、私、不勉強でわかりませんが、その辺の、どういふような根拠に基いて、いろいろな経済的な問題もありましようし、一つどういふような根拠に基いて、地域差をなくするといふ作業を進めておるのか、この内容についてもう少し説明を

願ひたいと思ひます。

○国務大臣(川島正次郎君) 作業の方

を申し上げますと、この内閣ができませんと、直ちに大久保担当国務大臣を中心にして、自治庁関係の私が加わりまして、大蔵省、人事院並びに国会の専門員等、数回集まつてもらつて協議をいたしました、いろいろな案ができたのですけれども、どれを見て、どうも結論が出ない。結局これは今せつかくやつておる公務員制度調査会でも取り上げて、至急に検討してもらおうじやないかということになりまして、あらためて公務員制度調査会に移しまして、公務員制度調査会でも取り上げて検討しておるのではありません。一方衆議院における内閣委員会の進行のことは、私は実は新聞で承知しておらぬのでありますが、その会議にも出ておりま。けれども、今お話のように、地域給の小委員会を設けてまして、おそらく地域差をいかにしてなくなすかといふ案について検討を加えておるのじやないかと思ふのであります。国会方面におきましても、また政府においても、両方で研究をいたしておるというの、今日仕事を進めて

いる段階であります。

それから内容は一体どういふ内容かと申し上げますと、これは私自身にも一、二の試案がありまして、これは協議会には出したのでありますけれども、まだ決してそれは完全な案じやありませんで、結局結論は得ません。他の、大蔵省方面からも案が出ましたけれども、これもまた意見の一致を見ません。三種の案が出てゐることはこれは事実であります、どれもまだ結論に到達いたしておりません。それがため

に地域給の解決がおくれている、こういう今日の現状であります。

○田畑金光君 私のお尋ねしておりま

することは、地域差をなくするといふ考え方が川島自治庁長官の試案と、大蔵省の案でありますか、それから国会専門員の案等があるようであります、私のお尋ねしているのは、その地域差をなくするといふその案は、どんな科学的な根拠に基いてそれぞれの案が立案されてゐるのか、たとえば物価の問題等もありましようし、あるいはいろいろな機械の問題等もありましようし、寒冷地といふような要素等もありましようし、いろいろなことがあると思ひます、経済の動いてゐる条件とか、または物価の動きとか、私のお尋ねしているのは、どんな尺度によつて一つの基準を立てられて地域差といふものをはかつておられるのか。實際その尺度と申しますか、その基準の内容について私はお尋ねしてゐるのです。

○国務大臣(川島正次郎君) 地域差を

なくすのですから……、基準があれば地域差がつけられるのですが、今日の現況では物価指数は全国的に平均してゐるし、生活費も大体同じようになつてゐるし、また生活費なども東京など幅の広い生活ができますからして、最低生活もできれば、ぜいたくな生活もできる。地方に勤めてゐる公務員といふのは、もう一本の生活ですからして、なかなかゆとりがないのだと、現にごく簡単に言へば、雑誌なんかで地方定価は五円も高いのですからして、地方の方がまあ野菜なんかでは安いでしょう。しかし医療費なんかは地方が高いといふこともありまして、全国的に見て今日公務員の生活といふものはだん

だん平均化してゐるのですからして、地域差といふものはなくなつた方がよろう。しかし一ぺん与えてゐる給与をこれを取り上げることは、これは不可能でありますからして、今までの公務員がすでにもらつてゐる給与を、これを基礎にして生活を立てておるのでありますからして、廃止するのではありません、地域差をなくすといふことはどうしても必要でありまして、ただ地域給の是正だけではこれを始終繰り返してはならぬのでありまして、またアンバランスが出てくる。現に

もう地域差といふものは今日給与体系

の方じや最も不便な、いわば給与体系としては、悪法だと言へば言い過ぎかもしれませんが、そういうような形になつておるのでありますからして、地域差をなくすこと自体がもう絶対に必要になつてきてゐるのであります。それとあわせて地域給の是正を考へる。地域差をなくすときに、一応今日のアンバランスを是正して調子を合せて地域差をなくさう、こういう考へに立つておるのでありまして、今御質問のどういふ基準で地域差をなくすかといふことは、これは地域差をつけるならば基準がありますけれども、基準がないのであります、絶対もうなくなつて一本にしよと、等級から四級まであるのを一つにしよと、こういうことなんですから、地域差をなくすといふことは、だから基準をいふ御質問を受けても、ちよつと御返事になるのです。

○田畑金光君 大体わかりました、考

え方が……。そこで問題は、それは一つのみ経済的な条件と申しますか、国民経済の発展あるいは正常化、こ

うふうなことから、だんだんといわゆる地域的な不均衡をおのずから是正して行くといふことにならうと私考へるわけでありま。まあ都会の生活と

いなかの生活とがかつては大きな隔た

りがあったのに、要するに国民経済の正常化に伴つてそのような地域的な違いといふものがだんだんなくなつてきた、こういうことをさつきから言われてゐるのだと、こう感じるわけです。そうでしょう。

○国務大臣(川島正次郎君) そうで

す。○田畑金光君 そこで、まあしかし、それは願ひしいことだけれども、また将来はそういうふうなことにあつてほしいことですが、現実の問題としてはまだそこまでは日本の経済も行つていないといふこと、それからさらに先ほど長官のお話にもありましたが各段階別にあるに地域給といふものが各段階別にあるといふこと、これがまた一つの既得権といへば既得権であるといふこと、こ

ありますが、本日質問してもいつも公務員制度調査会の結論を待つと、こういうことで逃げておるように私は見受けられるわけでありまして。だから公務員制度調査会に諮問されるにしても、結論を待たれるにしても、根本の人事院の勧告は尊重するのだと、こういうことならば、当然これは実施をしてもならなければならぬ、すべきだと考えるわけでありまして、この点もう一度承ります。

○国務大臣(川島正次郎君) 人事院の勧告を尊重する意味があればこそ地域給を政府で扱っておるわけでありまして、それについてまた地域差をなくすだけでは、地域給のアンバランスを是正するだけでは、地域給問題は解決しないのでありまして、今日現に行われている公務員の配置転換には非常に困っておるのでありますからして、この機会にすばと地域差というものをなくそうと、これが地域給の是正である。もつと一段飛躍した大きな問題として取り上げておるのでありますからして、これをあわせてやろうというのでありまして、人事院の勧告を全然無視したわけならば、地域給問題を扱わないでもいいのでありますけれども、それを尊重しながら、いかにして公務員の給与体系というものを合理化しようかと、こういう点に苦心をしておるわけでありまして、人事院の勧告というものを頭から無視してかかっている、こういう意味じゃないのであります。尊重しながら給与体系を合理化するのは、一方において人事院は勧告しないけれども、地域差をなくす必要がより以上に重大だと、こういう観点に立って研究がされたわけ

であります。いたずらに公務員制度調査会の陰に隠れるとか何とかいうのじゃないのでありまして、これはまじめに、事実困っているのですから、各地方やそれから国家公務員の場合も困っておりまして、被害者がたくさんあるのです。東京から地方へ転勤すれば二割も三割も俸給が減りまして、現に困っている者が幾らもあるものでありますからして、これはどうしても解決しなければならぬ問題でありますからして、これはまじめに考えておるわけでありまして、決して公務員制度調査会にまかしたから、こういうわけじゃないのですから、そこは一つ御了解願いたいと思います。

○田畑金光君 まあ、あなたのお考えの地域差をなくする、これが公務員制度の円滑な運営上どうしても必要だということとは私も理解できるわけです。しかし現実には私先ほど申し上げたように、日本の経済というものはそこまで正常化されていないということ、それと、また今日まで現実に地域給というものが各段階別にあるということ、このまああるべき姿というものと現実というものの間に私は隔たりがあると思っております。これをいかに調整するかというところが長官なんかの御苦労だと思います。公務員制度調査会という機関は今何を中心として研究を進めておるわけですか。どんな問題を取り上げておるのか。それで、またいつごろまでに、たとえば結論が出るのか。これは私の今尋ねておることは、予算とこのことと関連いたしますし、それを離れてはまた議論の価値もない問題でもありますので、やはり時間とい

うものが必要だと考えておるわけですね。公務員制度調査会に研究をまかして諮問しておいて、いつまでも結論を得ない。議会においては公務員制度調査会の答申を待つとするところで行って、いつまでもたつてもこれは解決できないのです。で、今お話の公務員制度調査会はどういう内容を取り扱っておるのか。そしてまた今私が質問をしておるような諸点についてはいつごろ結論が出るのか。さらにまた先ほど来論議をされておりますいわゆる常勤労働者や常勤的非常勤の職員の取扱い等について、いつごろ結論が出るという見通しであるのか。この辺の見通しを、見通しというよりも、この辺の御説明をお願いしたいと思います。

○国務大臣(川島正次郎君) 大体の話は給与担当の大久保国務大臣から私は聞いてはおるのですが、ここでお答えを申し上げて、また間違えといけませんからして、大久保国務大臣を一つ次回に出番させまして、大久保国務大臣から説明をさせるようにいたしたいと思っております。直接私は公務員制度調査会の事務は担当をいたしておりませんが、どういふ事項をいつごろまでやるかということ、はつきり私として申し上げることはここで遠慮いたしておきたいと思っております。

○田畑金光君 そう逃げられたのでは私の質問の結論を得ないで、聞きっぱなしというところになって困るのです。私はあくまでも公務員制度調査会がどの程度の審議の段階にあるのか、その答申がいつごろなされるのか、それを明確に御説明を受けなければ、長官が先ほど来人事院の制度を尊重するといふ、この尊重の具体的な裏づけ

を私は見出すことができませんので、今の御答弁では非常に不満です。長官としても各質問者に対して、公務員制度調査会の答申を待つ、こう答えられる以上は、万事が公務員制度調査会の答申に依存されておるような形であるから、やはり質問の核心に答えられるためには、この辺の事情を明確に直接の所管大臣でなくとも、重要な関係大臣でありますから……

○国務大臣(川島正次郎君) 私が知っている範囲のことをお答え申し上げておるのですが、やっぱり担当の責任ある大臣からお答え申し上げた方が間違いないと思つて、今のような御答弁を申し上げたのです。私の知っている限りにおきましては、時期的には小委員会に移しましては、研究の結果、小委員会は大体一応終りまして、七月中には総会を開いて、総会に付議するのだと、こういう段取りになっておるのだということは聞いておるのですが、これはただ私が聞いておるだけであつて、責任ある政府の答へだと、こう言われると、これは大久保担当大臣からお聞きを願いませんと、間違います。が、大体そういう段取りになつて進んでおるようでございます。すでに小委員会の結論は出て、小委員会が今整理中で、七月中には総会を開いて、総会に付議するのだ。あるいは八月に入るかもしれぬとも言っていました。大体七月中にやりたいというようなことを言っていました。それが今の段取りでしてそれ以上のことは私としてはここで責任ある答弁をするだけの資料を持ち合せておらぬわけです。

○田畑金光君 そうしますと、小委員会はすでに終了して、今整理の段階にある。そうして七月中には総会を持つ。それで答申はいつごろになるという予定ですか。

○国務大臣(川島正次郎君) 七月中、おそくも八月の初めには総会に付議するのだ。こまごまの話を私は担当大臣から聞いておるのであります。それから以後の扱いにつきましては私まだ関与しておりません。この問題は私は全然担当外でして、ここで責任ある答弁をすることはちょっと差し控えたのであります。やはり担当大臣からお聞き取り願つた方が間違いないと思つて、大体私が始終連絡をとつて聞いている程度をここで参考に御報告申し上げたのですが、そういうふうにお聞き取り願いたい。

○田畑金光君 今日五時過ぎまでおりましたし、また明後日継続して御質問いたします。同時に明後日大久保国務大臣にも御出席を願つて、私は公務員制度調査会が現在どのような措置を検討しているのか。あるいはこの公務員制度調査会において研究の成果がどの程度進んでおるのか。いつごろ答申になる予測か。それとまたこの答申に基いて政府は予算措置その他についてどのような御方針であるのか。この点を明後日大久保国務大臣の御出席を求めて説明を受けたいと思つております。

○委員(新谷實三郎君) 川島大臣に申し上げますが、実は大體審議が終れば明後日定員法を採決するところまで進めたいと思つております。それで今、田畑委員から質問がありましたように、臨時職員の問題等につきまして各委員から熱心な質疑があります。これに對する政府の態度をはつきりしてもらいたいという要望があります。で

ある。そうして七月中には総会を持つ。それで答申はいつごろになるという予定ですか。

ありますから、今、田畑委員からも申されまして、明後日しかるべき時間に、川島大臣が直接にお答えができないという事であれば大久保国務大臣にも御連絡を願ひまして、大久保国務大臣の出席をいたして、田畑委員の今質疑されたような問題に対する政府の態度を表明していただくように希望しておきます。

○国務大臣(川島正次郎君) 委員長のお話よく承りました。大久保国務大臣にその通り伝えて、明後日出席するようにいたします。

○委員長(新谷實三郎君) 本日はこれにて散会いたします。

午後五時十九分散会

六月二十四日の議案は撤回された。

一、恩給法の一部を改正する法律案

六月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(案)

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十四条の次に次の二条を加える。

第二十四条の二 旧軍人、旧進軍人又は旧軍属の恩給の基礎在職年を計算する場合においては、前条第一項の規定にかかわらず、同条同項第一号に掲げる実在職年以外の旧軍人、旧進軍人又は旧軍属としての引き続く一年以上七年未満の

実在職年は、恩給の基礎在職年に算入するものとする。ただし、同条同項同号に掲げる実在職年以外の旧軍人、旧進軍人又は旧軍属としての引き続く一年以上七年未満の実在職年を算入しなくても、旧軍人、旧進軍人又は旧軍属の普通恩給を受ける権利を取得する者については、この限りでない。

2 前項本文の規定の適用がある場合において、恩給の基礎在職年数が旧軍人、旧進軍人又は旧軍属の普通恩給についての所要最長在職年数をこえることとなるときは、当該所要最長在職年数をこえる年数は、恩給の基礎在職年に算入しないものとする。

(旧勅令第六十八号第八條第一項の規定に該当して拘禁された者の在職年の計算についての特例)

第二十四条の三 旧恩給法の特例に関する件(措置に関する法律)による改正前の旧勅令第六十八号第八條第一項(以下「改正前の旧勅令第六十八号第八條第一項」という。)の規定に該当して拘禁された者(在職中の職務に因連して拘禁された者をいう。)の拘禁前の公務員(公務員に準ずる者を含む。以下本条において同じ。)としての在職年の計算については、拘禁前の公務員としての在職年が普通恩給についての最長恩給年限に達している者の場合を除き、当該公務員としての在職年数に、拘禁された日の属する月(その日の属する月において公務員として在職していた場合においては、その月の翌月)から当該拘禁が解かれた日の属する月(その日の属する月において公務員として在職していた場合に

おいては、その月の前月)までの年月数を加えたものによる。ただし、普通恩給についての最長恩給年限をこえることとなる場合においては、当該最長恩給年限をこえる年月数については、この限りでない。

附則第二十六條中「又は第二十九條を、」第二十九條又は第二十九條の二に改める。

附則第二十九條第一項中「旧恩給法の特例に関する件(措置に関する法律)による改正前の旧勅令第六十八号第八條第一項(以下本条において「改正前の旧勅令第六十八号第八條第一項」という。))を改正前の旧勅令第六十八号第八條第一項に改める。

附則第二十九條の次に次の一条を加える。

第二十九條の二 改正前の旧勅令第六十八号第八條第一項の規定に該当して拘禁された者(在職中の職務に因連して拘禁された者をいう。)がその拘禁中に自己の責に帰することができない事由により負傷し、又は疾病にかかった場合に於いて、裁定庁がこれを在職中に公務のため負傷し、又は疾病にかかった場合と同視することを相当と認めたときは、その者を在職中に公務のため負傷し、又は疾病にかかったものとみなし、その者又はその遺族に対し相当の恩給を給するものとする。ただし、拘禁されている者に給する恩給は、当該拘禁が解かれた日の属する月の翌月から(一時金たる恩給にあつては、当該拘禁が解かれた時において)給するものとする。

附則第三十五條の二第二項中「附則第十條第一項第二号イに掲げる

者」の下に「(同法第四條第二項の規定による援護審査会の議決により公務上負傷し、又は疾病にかかったものとみなされ、当該負傷又は疾病により死亡した者の遺族を除く。)」を加える。

附則第三十五條の二の次に次の一条を加える。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受ける者がある場合の扶助料給付の特例)

第三十五條の三 公務員(公務員に準ずる者を含む。以下本条において同じ。)の死亡につき戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第 号)附則第十項の規定により弔慰金を受ける者がある場合においては、当該公務員が普通恩給についての最長恩給年限に達しているときは、

昭和二十八年四月以降その公務員の遺族が受ける扶助料の年額を恩給法第七十五條第一項第二号に規定する場合の扶助料の年額に相当する年額に改定するものとし、当該公務員が普通恩給についての最長年限に達していないときは、当該公務員が普通恩給についての最長恩給年限に達しているものとみなし、その公務員の遺族に対し、昭和二十八年四月から恩給法第七十五條第一項第二号に規定する場合の扶助料の年額に相当する金額の扶助料を給するものとする。

2 附則第二十三條第四項の規定は、前項の場合に準用する。

附則別表第一を次のように改める。

附則別表第一

階	級	仮定俸給年額
大將	將	七二六、〇〇〇
中將	將	五七三、六〇〇
少將	將	四三〇、八〇〇
大佐	佐	三六七、二〇〇
中佐	佐	二四〇、八〇〇
少佐	佐	二六八、八〇〇
大尉	尉	二一三、六〇〇
中尉	尉	一六〇、八〇〇
少尉	尉	一三八、六〇〇
准士官		一一八、二〇〇
曹長又は上等兵曹		九七、八〇〇
軍曹又は一等兵曹		九一、八〇〇
伍長又は二等兵曹		八八、八〇〇
兵		七九、八〇〇

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第二中

を
七九、八〇〇円をこえ九七、八〇〇円以下のものを

六〇、六〇〇円のもの

七九、八〇〇円のもの

に改める。

附則別表第三(イ)中

二四四、八〇〇円ヲ超ユルモノ
一四六、四〇〇円ヲ超ユルモノ
八七、六〇〇円ヲ超ユルモノ
七三、二〇〇円ヲ超ユルモノ
六〇、六〇〇円ヲ超ユルモノ
六〇、六〇〇円ヲ超ユルモノ

三六七、二〇〇円ヲ超ユルモノ
二二三、六〇〇円ヲ超ユルモノ
一一八、二〇〇円ヲ超ユルモノ
九七、八〇〇円ヲ超ユルモノ
七九、八〇〇円ヲ超ユルモノ
七九、八〇〇円ヲ超ユルモノ

同表(ロ)中

八七、六〇〇円ヲ超ユルモノ
七三、二〇〇円ヲ超ユルモノ
六〇、六〇〇円ヲ超ユルモノ
六〇、六〇〇円ヲ超ユルモノ

一一八、二〇〇円ヲ超ユルモノ
九七、八〇〇円ヲ超ユルモノ
七九、八〇〇円ヲ超ユルモノ
七九、八〇〇円ヲ超ユルモノ

同表(ハ)中

二九二、八〇〇円以上ノモノ
二五四、四〇〇円ヲ超ユルモノ
一九二、八〇〇円ヲ超ユルモノ
一七四、〇〇〇円ヲ超ユルモノ
一六八、〇〇〇円ヲ超ユルモノ
一八〇、〇〇〇円ヲ超ユルモノ
八七、六〇〇円ヲ超ユルモノ
八五、二〇〇円ヲ超ユルモノ
七三、二〇〇円ヲ超ユルモノ
八七、六〇〇円ヲ超ユルモノ
七〇、八〇〇円ヲ超ユルモノ
六八、四〇〇円ヲ超ユルモノ
六六、〇〇〇円ヲ超ユルモノ
六〇、六〇〇円ヲ超ユルモノ
六八、四〇〇円ヲ超ユルモノ
六〇、六〇〇円ヲ超ユルモノ

四三〇、八〇〇円以上ノモノ
三六七、二〇〇円ヲ超ユルモノ
四三〇、八〇〇円ヲ超ユルモノ
二五九、二〇〇円ヲ超ユルモノ
二四九、六〇〇円ヲ超ユルモノ
二六八、八〇〇円ヲ超ユルモノ
一一八、二〇〇円ヲ超ユルモノ
一一四、六〇〇円ヲ超ユルモノ
九七、八〇〇円ヲ超ユルモノ
一一八、二〇〇円ヲ超ユルモノ
九四、八〇〇円ヲ超ユルモノ
九一、八〇〇円ヲ超ユルモノ
八八、八〇〇円ヲ超ユルモノ
七九、八〇〇円ヲ超ユルモノ
九一、八〇〇円ヲ超ユルモノ
七九、八〇〇円ヲ超ユルモノ

に改める。

附則別表第四を次のように改める。

附則別表第四

傷病の 程 度	退職当時の 俸給年額	
	三 八 二 、 八 〇 〇 円 を こ える もの	二 一 三 、 六 〇 〇 円 を こ える もの
第七 項 症	一四、四〇〇円	一三、八〇〇円
	一三、二〇〇円	一三、〇〇〇円
	一三、〇〇〇円	一二、六〇〇円
	一二、六〇〇円	一二、〇〇〇円
	一二、〇〇〇円	七九、八〇〇円をこえるもの

附則別表第五を次のように改める。

附則別表第五

傷病の程度	退職当時の 俸給年額	
	一 一 八 、 二 〇 〇 円 を こ え る もの	七 九 、 八 〇 〇 円 を こ え る もの
第一項症	一五、四〇〇円	一五、一〇〇円
	一三、二〇〇円	一三、〇〇〇円
	一〇、〇〇〇円	一〇、八〇〇円
	九、九〇〇円	九、七〇〇円
第二項症	一四、七〇〇円	一四、〇〇〇円
	一二、六〇〇円	一二、〇〇〇円
	一〇、五〇〇円	一〇、〇〇〇円
	九、五〇〇円	九、〇〇〇円
第三項症	一三、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
	一〇、八〇〇円	一〇、〇〇〇円
	九、七〇〇円	九、〇〇〇円
	九、〇〇〇円	八、〇〇〇円
第四項症	一〇、〇〇〇円	九、〇〇〇円
	九、〇〇〇円	八、〇〇〇円
	八、〇〇〇円	七、〇〇〇円
	七、〇〇〇円	六、〇〇〇円

普通恩給を併給される者の傷病年金の年額は、この表の年額の十分の八に相当する金額とする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十年十月一日から施行する。ただし、附則第十三項及び第十四項の規定は、公布の日から施行し、附則第十一項及び第十二項の規定は、昭和二十九年七月一日から適用する。

(改正後の附則第三十五条の二第二項の規定の適用)

2 改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。)附則第三十五条の二第二項の規定のうちこの法律により改正された部分は、昭和十六年十二月八日以後負傷し、又は疾病にかかり、死亡した者の遺族について、適用する。

(改正後の規定による年金たる恩給の給付)

3 改正後の法律第五十五号附則第二十四条の二、第二十四条の三又は第二十九条の二の規定により

年金たる恩給を受ける権利を取得した者の当該恩給及び改正後の同法附則第十條第一項第二号に掲げる者で改正後の同法附則第三十五條の二第二項の規定により改正後の同法附則第十條第一項第二号に掲げる者に該当するものとみなされるものに給する扶助料の給付は、昭和三十年十月一日から始めるものとする。

(一時恩給又は一時扶助料を受ける者が普通恩給又は扶助料を受ける場合の控除)

4 改正前の法律第五十五号附則の規定により一時恩給又は一時扶助料を受けた者が改正後の同法附則第二十四条の二又は第二十四条の三の規定により普通恩給又は扶助料を給せられることとなる場合及び改正後の同法附則第二十九條の二又は第三十五條の三の規定により普通恩給又は扶助料を給せられることとなる場合においては、当該普通恩給又は扶助料の年額

は、当該一時恩給又は一時扶助料の金額の十五分の一に相当する金額を控除した金額とする。ただし、当該一時恩給又は一時扶助料を国庫又は都道府県に返還した場合は、この限りでない。

(一時恩給又は一時扶助料を受ける者が一時恩給又は一時扶助料を受ける場合の控除)

5 改正前の法律第五十五号附則の規定により一時恩給又は一時扶助料を受けた者が改正後の同法附則第二十四条の三の規定により一時恩給又は一時扶助料を給せられることとなる場合においては、同条の規定により給すべき一時恩給又は一時扶助料の金額は、その金額からすでに受けた当該一時恩給又は一時扶助料の金額を控除したものとす。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受ける者がある場合の扶助料の年額)

6 改正後の法律第五十五号附則

第三十五條の三の規定により扶助料の年額を改定し、又は扶助料を給する場合において、旧軍人又は旧準軍人の遺族に給する当該扶助料の年額は、昭和二十八年四月分から昭和三十年九月分までは、改正前の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額を基礎として計算して得た年額とする。

(旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族の恩給の金額の特例)

7 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料の昭和三十一年六月分までの年額及び同年六月三十日までに給する事由の生じた一時恩給又は一時扶助料の金額を計算する場合においては、改正前の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額に、改正後の同表の仮定俸給年額と改正前の同表の仮定俸給年額との差額の十分の五に相当する金額を加えた金額をもつて旧軍人又は旧準軍人の仮定俸給年額とす

る。ただし、改正後の法律第五十五号附則第二十七條の規定に基き改正後の同法附則別表第三により退職当時の俸給年額を算し替える場合には、この限りでない。

(この法律の施行前に給する事由の生じた旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族の恩給の金額)

8 この法律の施行前に給する事由の生じた旧軍人又はその遺族の一時恩給又は一時扶助料の金額については、なお従前の例による。

9 この法律の施行前に給する事由の生じた旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族の普通恩給又は扶助料については、その年額を、昭和三十年十月分からは昭和三十一年六月分までは附則第七項の規定により計算して得た年額に、昭和三十一年七月分からは改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額を基礎として計算して得た額に、それぞれ改定する。

10 前項の規定による恩給年額の改

定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。
(警察職員に関する恩給の特例)

11 次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に掲げる場合に該当したときは、これらの者が警察法(昭和二十九年法律第六十二号。以下「新法」という。)の施行の日から起算して政令で定める期間内に退職した場合に限り、恩給法(大正十二年法律第四十八号)第五十二条第一項の規定の適用については、これらの者は、同法第十九条に規定する公務員(以下「公務員」という。)として退職し、その退職の当日他の公務員に就職したものとみなす。

一 新法の施行の際改正前の警察法(昭和二十二年法律第九十九号。以下「旧法」という。)附則第七條(旧法第五十三條において特別区の存する区域における自治体警察の職員に準用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用を受けていた若、引き続き公務員たる警察職員又は新法第七十七條第一項各号に掲げる地方警察職員となつた場合
二 新法の施行の際旧法附則第七條の規定の適用を受けていた若、引き続き新法附則第二十八項に規定する市警察の新法第七十七條第一項各号に掲げる職員となり、更に当該市警察が廃止される際引き続き公務員たる警察職員又は当該市を包括する府県の府県警察の新法第七十七條第一項各号に掲げる地方警察職員となつた場合

三 新法第七十七條第一項各号に掲げる地方警察職員、引き続き公務員たる警察職員となつた場合
合

12 旧法の施行の際警察視庁又は道府県警察部に勤務する吏員で都道府県の退職料に関する条例の規定の適用を受けるものが、引き続き自治体警察の新法附則第二十四項各号に掲げる職員となり、その際その条例の規定により退職給付を受けず、更に引き続き公務員たる警察職員又は新法第七十七條第一項各号に掲げる地方警察職員となつた場合においては、新法附則第二十四項の規定の適用については、同項中「その者が自治体警察の職員として引き続き在職した期間」とあるのは、「その者が警察視庁又は道府県警察部に勤務する吏員として引き続き在職した期間及び自治体警察の職員として引き続き在職した期間」と読み替へるものとする。

(定員法の改正)
13 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表の総理府の項中「一、七四七人」を「一、七六七人」に、「一九、二二一人」を「一九、二三一人」に、同表の合計の項中「六三六、三三二人」を「六三六、三五二人」に改める。
14 行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第 号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「千七百五十一人」を「千七百七十一人」に改める。

六月二十五日日本委員会に左の案件を付記された。
一、経済審議庁設置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付記は五月十六日)

六月二十五日日本委員会に左の案件を付記された。
一、石川県小松市の地域給に関する請願(第八三八号)
一、恩給改訂に関する請願(第八四六号)

一、福岡市香椎、多々良地区の地域給に関する請願(第八六七号)
一、石川県珠洲市飯田地区の地域給に関する請願(第八八八号)
一、戦争未亡人の扶助料に関する請願(第八七九号)(第八八〇号)
一、三重県二見町の地域給に関する請願(第八九〇号)
一、三重県伊勢市城田地区の地域給に関する請願(第八九一号)
一、三重県御園村の地域給に関する請願(第八九二号)
一、福岡県西谷村の地域給に関する請願(第九一一号)
一、福岡県東部の地域給に関する請願(第九一三号)
一、福岡県大野市の地域給に関する請願(第九一四号)
一、未帰還公務員の恩給に関する請願(第九四六号)

石川県小松市の地域給に関する請願
請願者 石川県小松市京町九九日受理

第八三八号 昭和三十年六月十四日受理
石川県小松市の地域給に関する請願
請願者 石川県小松市京町九九日受理

紹介議員 中川弘次
中川幸平君 井村徳二君
石川県小松市は、県下第二の都市として加南地区の中心をなしており、物価水準等は金沢市、松任町を上回る実情であるから、本市の地域給を三級地に引き上げられたいとの請願。

第八四六号 昭和三十年六月十四日受理
恩給改訂に関する請願
請願者 神奈川県藤沢市鶴沼
一、三六五 中条裕外
千二百二十八名
紹介議員 河野謙三君
昭和二十九年一月一日以降、現職公務員に対しては、「二万五千円給与水準」の俸給表により給与が支給されているが恩給においては旧ベースである「一万三千円給与水準」が適用せられたままであるからすみやかに改正の上、昭和二十九年一月にそ及して実施するとともに恩給仮定俸給額も同時に改正せられたい。又昭和二十三年六月三十日以前の退職者の仮定俸給額は、昭和二十二年九月、十月以後に実施せられた諸給与の本俸繰込、勤続年数による号俸切替等の措置を経て同年七月一日以降の退職者の仮定俸給額ならびに現職公務員の俸給額との間にいちぢるしい差があるから前項改訂の際併せてこれを調整を図られたいとの請願。

第八六七号 昭和三十年六月十五日受理
福岡市香椎、多々良地区の地域給に関する請願
請願者 福岡市国鉄香椎駅内松

福岡市香椎、多々良地区の地域給に関する請願
請願者 福岡市国鉄香椎駅内松

紹介議員 吉田法晴君
福岡市香椎、多々良地区は、本年二月福岡市に編入され、西日本唯一の近代都市として工業、文化の発展はいちぢるしいものがあるが、諸官庁、学校、病院等の新設にともない文化水準が上昇し、また、生活必需品のほとんどを都心から移入するため物価は高く公務員の生活は予想以上に困窮しているから、香椎、多々良地区の地域給を四級地に引き上げられたいとの請願。

第八六八号 昭和三十年六月十五日受理
石川県珠洲市飯田地区の地域給に関する請願
請願者 石川県珠洲市飯田町石川県珠洲財政事務所内
浦辻周作外十五名
紹介議員 中川幸平君
石川県珠洲市の上戸町北方、若山町出田、野々江町、能谷町岩坂町の地域を包含飯田地区は、能登半島北端における政治、経済、文化の中心地であるが、農地が極めて狭少であるため主食の自由価格は高騰し、新鮮な魚類もその約一割を地元消費として他は県内他都市へ出荷する関係上高値の実情にあり、又衣料その他の生活必需品の大部分は遠隔地から移入するため高く日常生活費はいちぢるしい増高をきたしているから、当地区を地域給一級地に指定せられたいとの請願。

第八七九号 昭和三十年六月十六日受理
戦争未亡人の扶助料に関する請願
請願者 愛知県丹羽郡岩倉町大

戦争未亡人の扶助料に関する請願
請願者 愛知県丹羽郡岩倉町大

字神野四六五 小川ひ
さあ外五百三十名

紹介議員 青柳秀夫君

戦争未亡人は一般遺族と異なり子女養育の責任を有する特殊な立場を考慮せられ、(一)その生活安定強化と育英資金の増額、(二)公務扶助料の支給額を文官と同様にしよう軍人、軍属恩給法の改正、(三)公務死の範囲拡大のため恩給法及び援護法の改正、(四)戦没者遺族の公務扶助料の計算は公報の階級によるよう改正、(五)公務扶助料及び遺族年金は生活保護法適用上これを所得とみなさないこと等について善処せられたいとの請願。

第八八〇号 昭和三十年六月十六日受理

戦争未亡人の扶助料に関する請願

請願者 愛知県丹羽郡岩倉町上郷前二 小川とみ外五百十四名

紹介議員 吉田茂次君

この請願の趣旨は、第八七九号と同じである。

第八九〇号 昭和三十年六月十六日受理

三重県二見町の地域給に関する請願

請願者 三重県度会郡二見町長 中井綱外四名

紹介議員 前田穰君

三重県二見町は、隣接する伊勢市とともに観光地として有名であり、近く伊勢市に合併を予定されているが、観光景気にあふりを食って公務員の生活は極めて窮乏しているから、人事院の勧告通り本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの請願。

第八九一号 昭和三十年六月十六日受理

三重県伊勢市城田地区の地域給に関する請願

請願者 三重県伊勢市城田地区二三五伊勢市役所城田支所内 中西与蔵外二名

紹介議員 前田穰君

三重県伊勢市城田地区は、旧宇治山田市(新伊勢市)に接し、その地理的位置とともに産業経済が相互依存の密接な関係にあるため、昭和三十年一月に同市に合併したものであり、本地区の公務員の生活水準は旧宇治山田市と何等異なるところがないから、伊勢市城田地区の地域給を旧伊勢市地区と同等の級地に指定せられたいとの請願。

第八九二号 昭和三十年六月十六日受理

三重県御園村の地域給に関する請願

請願者 三重県度会郡御園村長 中西為太郎

紹介議員 前田穰君

三重県御園村は、伊勢市に近接し、行政、文化、経済等々同市と同一呼吸をしている実情であるため、生活費の上昇はいちじるしく公務員の生活は極度に圧迫されているから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの請願。

第八九三号 昭和三十年六月十七日受理

福井県西谷村の地域給に関する請願

請願者 福井県大野郡西谷村 山本忠夫外五名

紹介議員 小幡治和君

福井県西谷村は、山間へき地の積雪地帯で交通が不便であり、主食の生産量は消費量の二割にすぎず、その上近時発電所工事、鉱山の開発、林業の盛況に伴う多数の労働者の入村、殊に昭和二十八年真名川総合開発事業の着工等によって物価は大勢、福井市に比して二割から五割高い現状であるため、本村居住の公務員の生活は困難をきわめているから、本村の地域給を引き上げられたいとの請願。

第九一二号 昭和三十年六月十七日受理

福井県の地域給に関する請願

請願者 福井市永永中町 羽根盛一

紹介議員 小幡治和君

福井県の経済は京阪と密接不可分の関係にあり、左記各地の生活必需品はすべて京阪(一部は名古屋方面又は北海道方面)から直接又は福井市を経由して仕入れるため、京阪よりむしろ上回っている実情であるから、本県の地域のうち、福井市を四級地に、敦賀市、武生市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、芦原町を三級地に、三国町、丸岡町、朝日町、金津町、春江町、森田町、松岡町、栗田部町、高浜町、越前町、織田町、西谷村を二級地に、三方町、美浜町、上中町、坂井村、大飯町、今庄村を一級地にそれぞれ指定せられたいとの請願。

第九一三三号 昭和三十年六月十七日受理

福井県大野市の地域給に関する請願

請願者 福井県大野市長 齋藤

重雄外二十二名

紹介議員 小幡治和君

福井県大野市は、市町村合併により昨年七月一日に発足した新市であり、県内有数の工業地帯で、当地方の中心的商業都市として繁栄した町である。加うるに近來多くの開発事業、それに伴う土木事業が市内外に多く実現され、交通運輸機関の関係と相まって物価は日毎に高騰して、最近の物価指数は県内随一の高度を示す実情にあるから、同市の地域給を一律に三級地に指定せられたいとの請願。

第九四六号 昭和三十年六月二十日受理

未帰還公務員の恩給に関する請願

請願者 福島市杉妻町一五 鈴木實

紹介議員 石原幹市郎君

昭和二十八年法律百五十五号をもって、恩給法の一部を改正する法律が施行され、いわゆる未帰還公務員のおかれている特別な事態に鑑み、その普通恩給については留守宅渡し等の途が開かれたことは、感謝にたえないところであるが、未帰還公務員に対しても恩給法第五十八条第三項の規定による若年停止措置が適用されるため、普通恩給を受領できる留守家族の範囲は極度に縮小され、わずかに百数十名の留守家族だけがその恩恵に浴している現状であるから、未帰還公務員に対しては若年停止を取り止めるとともに、遺族に給する恩給は、未帰還公務員の死亡した日の属する月の翌月から給するよう恩給法の一部を改正せられたいとの請願。

昭和三十年六月三十日印刷

昭和三十年七月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局